



厚生労働省発社援0920第5号

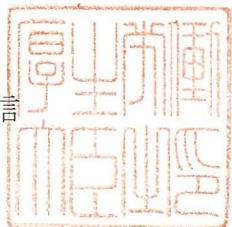
平成30年9月20日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕一 殿

厚生労働大臣

加藤勝信



平成29事業年度における業務の実績に関する評価結果及び第三期中期目標期間における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第4項の規定に基づき、貴法人の平成29事業年度における業務の実績に関する評価結果及び第三期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人福祉医療機構				
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第3期中期目標期間			
	中期目標期間	平成25～29年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	厚生労働大臣				
法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 蒔苗 浩司 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 内山 博之 企画課長 医政局医療経営支援課 樋口 浩久 医療経営支援課長 年金局資金運用課 石川 賢司 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 相浦 亮司 労災保険業務課長		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 中村 裕一郎 政策評価官		
3. 評価の実施に関する事項					
平成30年7月9日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。					
4. その他評価に関する重要事項					
該当なし					

様式 1－2－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定様式

1. 全体の評定		
評定 (S、A、B、C、D)	B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用 B
評定に至った理由	<p>項目評定は 16 項目中、A が 5 項目、B が 11 項目であり、うち重要度「高」であるものがそれぞれ 4 項目及び 1 項目である。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B とした。</p> <p>なお、平成 26 年度以前と平成 27 年度以降の評価結果を比較すると相当程度の差異が生じている。これは、従前から「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、平成 27 年度より「平成 26 年度における独立行政法人の業務の実績及び平成 26 年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」(平成 27 年 11 月 17 日付独立行政法人評価制度委員会) における、A 評定を付す場合の根拠、理由等により一層の明確化等の指摘を踏まえて評価を実施しているためであり、平成 27 年度以降の(独)福祉医療機構の事業実施内容については、全体の評定が A となっていた平成 26 年度までと同水準であると認められる。</p>	
2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	<p>子育て安心プランに基づく待機児童解消に必要な受け皿の整備や地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現が求められる中、施設整備に必要な資金等の融資を実施するにあたって、貸付審査期間の短縮や資金交付の迅速化など利用者サービスを向上させるなど、定量面で高い実績をあげているだけでなく、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設及び医療施設等のサービスの維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理によりリスク管理債権比率を低い水準で維持するとともに、東日本大震災や平成 28 年熊本地震を受け迅速かつきめ細やかに対応したことなど、定性面においても多くの実績をあげていることは高く評価できる。</p> <p>また、重大な業務運営上の課題は特に検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。	
3. 課題、改善事項など		
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし	
その他改善事項	該当なし	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし	
4. その他事項		
監事等からの意見	経営企画会議、ガバナンス委員会を軸とした適切なガバナンス体制のもとに運営されており、年度ごとに業務目標の進捗状況や実績管理を、経営陣がマネジメントし、理事長の強いリーダーシップのもとで、各部門それぞれが求められる役割を適切に果たし、その積み重ねである中期目標期間においても、計画を上回る成果を上げていると評価している。	
その他特記事項	該当なし	

様式 1－2－3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調書No.	備考欄
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
福祉医療貸付事業（福 祉貸付事業）	S	A○	A○	A○	A○	A○	A○	1-1
福祉医療貸付事業（医 療貸付事業）	S	A○	B○	A○	A○	A○	A○	1-2
福祉医療貸付事業（債 権管理）	S	A	B○	B○	B○	B○	B○	1-3 指標設 定困難
福祉医療経営指導事業	A	A○	B○	A○	A○	A○	A○	1-4
社会福祉振興助成事業	A	B	B	B	B	B	B	1-5
退職手当共済事業	S	A○	A○	B○	A○	A○	A○	1-6
心身障害者扶養保険事 業	A	B	B	B	B	B	B	1-7
福祉保健医療情報サー ビス事業（WAMNET 事 業）	A	A	B	B	B	B	B	1-8
年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	A	A	B	B	B	B	B	1-9 指標設 定困難
承継年金住宅融資等債 権管理回収業務及び承 継教育資金貸付けあつ せん業務	A	B	B	B	B	B	B	1-10

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調書No.	備考欄
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
II. 業務運営の効率化に関する事項								
業務・システムの効率化 と情報化の推進	A	B	B	B	B	B	B	2-1 指標設 定困難
経費の節減	A	A	B	A	B	B	A	2-2
III. 財務内容の改善に関する事項								
運営費交付金以外の収入 の確保	A							指標設 定困難
自己資金調達による貸付 原資の確保		B	B	B	B	B	B	
不要財産の国庫納付								
IV. その他の事項								
効率的かつ効果的な業 務運営体制の整備	S	B	B	B	B	B	B	4-1 指標設 定困難
業務管理（リスク管理） の充実	S	B	B	B	B	B	B	4-2 指標設 定困難
人事に関する事項	A	B	B	B	B	B	B	4-3

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
1—1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）														
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号								
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備及び地域包括ケアの推進が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。					関連する政策評価・行政事業レビュー	平成30年度行政事業レビューシート番号 688・696								
2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	予算額（千円）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に 340機関以上	—	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上 (340機関)	57,624,268	58,695,810	56,631,833	53,671,310	50,243,455			
協調融資金融機関数（実績値）	—	300機関	19機関 (319機関)	9機関 (328機関)	11機関 (339機関)	10機関 (349機関)	13機関 (362機関)	56,267,306	55,564,450	53,036,595	49,531,304	44,632,132			
達成度	—	—	237.5%	112.5%	137.5%	125.0%	162.5%	経常費用（千円）	56,529,828	55,424,956	53,670,378	50,780,093	43,050,664		
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	経常利益（千円）	△1,091,873	△2,224,052	△724,007	△6,399	2,170,668		
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	27.5日	28.2日	28.1日	26.1日	29.2日	27.9日	行政サービス実施コスト（千円）	8,340,682	4,266,491	7,552,262	5,981,907	△537,862		
達成度	—	—	106.4%	106.8%	114.9%	102.7%	107.5%	従事人員数	188.46人	190.30人	187.44人	191.43人	198.74人		
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内								
資金交付の迅速化（実績値）	—	7.7営業日	7.5営業日	7.4営業日	7.5営業日	7.8営業日	7.6営業日								
達成度	—	—	200.0%	202.7%	200.0%	192.3%	197.4%								

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第4 業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業) 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基いた融資方針に基づく、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を行なうため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針を実施しているか。	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業) 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行なうため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づく、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した各年度の融資方針に基づき実施した。	<主な定量的指標> ① 併せ貸し(協調融資)金融機関数を受託金融機関数の95%以上(340機関)まで拡大する。 ② 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、毎年度30日以内を維持(平均27.9日)し、中期計画を達成した。 ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、毎年度15営業日以内を維持(平均7.6営業日)し、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づく、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した各年度の融資方針に基づき実施した。	<主要な業務実績> ① 協調融資金融機関数については、平成29年度末において362機関まで拡大(各年度平均12.4機関増加)し、中期計画を達成した。 ② 借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、毎年度30日以内を維持(平均27.9日)し、中期計画を達成した。 ③ 資金交付に係る処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、毎年度15営業日以内を維持(平均7.6営業日)し、中期計画を達成した。	<自己評価> 評定:A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する社会福祉施設の整備事業等の福祉施策への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は5,639件1,254,896百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生に貢献することができた。 ○ 東日本大震災及び平成28年熊本地震への被災地支援の取組みとして、被災した社会福祉施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付等について周知したうえで、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査から資金交付にあっては最優先に実施するとともに、被災施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換及び個別融資相談等を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 ○ 利用者サービス向上の観点から、国の福祉政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、福祉施設の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に実施するとともに、平成28年度からは貸付業務の円滑な実施を推進するため地方公共団体や関係団体に融資制度のPRを行うなど、制度周知を積極的に実施した。また、借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて償還期間や金利を選択する	評定:A <評定に至った理由> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する社会福祉施設の整備事業等の福祉施策への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は4,656件1,053,237百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進したこととは高く評価できる。 ○ また、平成28年熊本地震及び東日本大震災への被災地支援の取組みとして、被災した社会福祉施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付等について周知したうえで、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査から資金交付にあっては最優先に実施するとともに、被災施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換及び個別融資相談等を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施したことでも高く評価できる。 ○ 定量目標としては、協調融資金融機関数(最終年度末において40機関以上の増)、審	評定:A <評定に至った理由> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する社会福祉施設の整備事業等の福祉施策への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は5,639件1,254,896百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進したこととは高く評価できる。 ○ また、平成28年熊本地震及び東日本大震災への被災地支援の取組みとして、被災した社会福祉施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付等について周知したうえで、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査から資金交付にあっては最優先に実施するとともに、被災施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換及び個別融資相談等を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施したことでも高く評価できる。 ○ 定量目標としては、協調融資金融機関数(最終年度末において40機関以上の増)、審

<p>づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</p>	<p>針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。</p>	<p>《審査実績》 (件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1073 137 1676 489"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>1,337</td><td>334,718</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>1,261</td><td>274,758</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>939</td><td>190,842</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>1,119</td><td>252,919</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>983</td><td>201,659</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5,639</td><td>1,254,896</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国とおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。</p> <table border="1" data-bbox="1073 669 1676 1529"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な条件改善等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>・都市部における社会福祉施設整備に対する融資率の引上げ等 ・保育所の貸付けの相手方の拡充</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>・認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業に対する融資制度の創設 ・土地取得資金の貸付けの相手方の拡充 ・社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>・地域医療介護総合確保基金の対象事業への融資率の引上げ ・幼保連携型認定こども園の整備に対する融資制度の創設</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>・都市部の借地に施設整備する場合の優遇融資の対象地域の拡充</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>・介護ロボット・ICT 等の導入に伴う無担保貸付制度の拡充 ・災害復旧事業における無利子対象施設等の拡充</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑かつ細やかな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。</p> <p>○ 平成 28 年熊本地震で被災した社会福祉施設等の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓</p>	年度	件数	金額	H25	1,337	334,718	H26	1,261	274,758	H27	939	190,842	H28	1,119	252,919	H29	983	201,659	計	5,639	1,254,896	年度	主な条件改善等	H25	・都市部における社会福祉施設整備に対する融資率の引上げ等 ・保育所の貸付けの相手方の拡充	H26	・認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業に対する融資制度の創設 ・土地取得資金の貸付けの相手方の拡充 ・社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援	H27	・地域医療介護総合確保基金の対象事業への融資率の引上げ ・幼保連携型認定こども園の整備に対する融資制度の創設	H28	・都市部の借地に施設整備する場合の優遇融資の対象地域の拡充	H29	・介護ロボット・ICT 等の導入に伴う無担保貸付制度の拡充 ・災害復旧事業における無利子対象施設等の拡充	<p>ことができるよう、償還期間に応じた柔軟な金利（期間別金利）制度を平成 27 年度から導入した。</p> <p>これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.7%（中期目標期間平均）の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会や機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する社会福祉施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。</p> <p>また、全国地方銀行協会との意見交換会（平成 28 年度からは厚生労働省及び財務省も参加）を定期的に開催するとともに、平成 29 年度においては第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換会を開催するなど、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。</p> <p>さらに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事業について要因分析を行い、分析結果を踏まえ、融資相談時における協調融資制度の案内や民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況確認を徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体に対し機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を積極的に実施した結果、中期計画（目標 340 機関）に対して平成 28 年度末時点で覚書締結金融機関数は 362 機関まで拡大し、中期計画を達成（中期目標期間における達成度平均：155.0%）するとともに、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。</p> <p>○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。（中期目標期間における達成度平均：審査業務 107.7%、資金交付業</p>	<p>査処理期間（30 日以内）及び資金交付期間（15 営業日以内）を設定しているところである。</p> <p>この目標設定について、審査処理期間及び資金交付期間は、平成 21 年の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の創設等によって、受理件数が平成 20 年度から平成 23 年度にかけて 247% と大幅な増加となっており、今中期目標期間において処理件数の増加が見込まれたことから、業務量の増加を勘案して中期計画を設定したものであり、妥当なものである。</p> <p>また、協調融資金融機関数は、前中期目標期間中の取組による増加傾向を踏まえつつ、その数を代理貸付の受託金融機関数の 95% まで拡大することを目指し設定したものであり妥当なものである。</p> <p>その前提のもと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協調融資金融機関数は中期目標期間における平均達成率 155.0% ・審査処理期間は中期目標期間における平均達成率 107.7% ・資金交付期間は中期目標機関における平均達成率 198.8% <p>となった。このうち、協調融資金融機関数及び資金交付期間は、利用者サービスの向上を図る観点から、達成度が高いことがそのまま高い評価につながるところであるが、審査処理期間については、融</p>	<p>査処理期間（30 日以内）及び資金交付期間（15 営業日以内）を設定しているところである。</p> <p>この目標設定について、審査処理期間及び資金交付期間は、平成 21 年の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の創設等によって、受理件数が平成 20 年度から平成 23 年度にかけて 247% と大幅な増加となっており、今中期目標期間において処理件数の増加が見込まれたことから、業務量の増加を勘案して中期計画を設定したものであり、妥当なものである。</p> <p>また、協調融資金融機関数は、前中期目標期間中の取組による増加傾向を踏まえつつ、その数を代理貸付の受託金融機関数の 95% まで拡大することを目指し設定したものであり妥当なものである。</p> <p>その前提のもと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協調融資金融機関数は中期目標期間における平均達成率 155.0% ・審査処理期間は中期目標期間における平均達成率 107.7% ・資金交付期間は中期目標機関における平均達成率 198.5% <p>となった。このうち、協調融資金融機関数及び資金交付期間は、利用者サービスの向上を図る観点から、達成度が高いことがそのまま高い評価につながるところであるが、審査処理期間については、融</p>
年度	件数	金額																																				
H25	1,337	334,718																																				
H26	1,261	274,758																																				
H27	939	190,842																																				
H28	1,119	252,919																																				
H29	983	201,659																																				
計	5,639	1,254,896																																				
年度	主な条件改善等																																					
H25	・都市部における社会福祉施設整備に対する融資率の引上げ等 ・保育所の貸付けの相手方の拡充																																					
H26	・認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業に対する融資制度の創設 ・土地取得資金の貸付けの相手方の拡充 ・社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援																																					
H27	・地域医療介護総合確保基金の対象事業への融資率の引上げ ・幼保連携型認定こども園の整備に対する融資制度の創設																																					
H28	・都市部の借地に施設整備する場合の優遇融資の対象地域の拡充																																					
H29	・介護ロボット・ICT 等の導入に伴う無担保貸付制度の拡充 ・災害復旧事業における無利子対象施設等の拡充																																					

		<p>（3）福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>（3）利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</p>	<p>務198.5%）</p> <p>○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、耐震化整備、さらに東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応としての災害復旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するなど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉施設等の基盤整備を支援することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>資業務である点を踏まれば、償還確実性を考慮した審査処理期間が必要であり、極端な期間の短縮は十分な審査に支障を生じさせる点等から望ましいものではない。</p> <p>この点を踏まえ、加重平均の観点から総合的に判断すれば、他の2つの目標が120%以上の達成度であり、審査処理期間についても100%を上回る達成度であることは、定量目標について高く評価することができる。</p> <p>○ 以上のとおり、定量目標について高く評価できることに加え、定性面での実績においても、地域における介護サービスの提供体制確保を推進する施設整備、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備の推進や平成28年熊本地震並びに東日本大震災における迅速かつきめ細やかな対応等により国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の基盤整備を支援することができたことから「A」と評価する。</p>	<p>資業務である点を踏まれば、償還確実性を考慮した審査処理期間が必要であり、極端な期間の短縮は十分な審査に支障を生じさせる点等から望ましいものではない。</p> <p>この点を踏まえ、加重平均の観点から総合的に判断すれば、他の2つの目標が120%以上の達成度であり、審査処理期間についても100%を上回る達成度であることは、定量目標について高く評価することができる。</p> <p>○ 定性面においては、協調融資における民間金融機関の貸付規模の実績からみると協調融資の取組みについては更なる取組を期待したいところであるが、一定規模の借入申込案件については原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提とした貸付とするなどの取組も行われており、政策融資として、地域における介護サービスの提供体制確保を推進する施設整備、子育て安心プランによる待機児童解消に必要な受け皿整備の推進や平成28年熊本地震並びに東日本大震災における迅速かつきめ細やかな対応等により国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の基盤整備を支援することができたことから「A」と評価する。</p>
--	--	---	--	--	---	---

	直しの提案、助言等を行う。	<p>b 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>c 貸付内定時及び事業完成時における利用者アンケートの結果を踏まえ、平成 26 年度において、貸付契約、資金交付及び事業完成報告等の手続きに必要となる提出書類を電子化し、機構ホームページに掲載することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、機構の事務手続きの効率化を進めた。</p> <p>d 借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて償還期間や金利を選択することができるよう、償還期間に応じた柔軟な金利（期間別金利）制度を平成 27 年度から導入した。</p> <p>e 平成 27 年度に福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備した。</p> <p>また、平成 28 年度には福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編のうえ、福祉医療貸付部に「N P O リソースセンター」を創設し、福祉系 N P O に対する「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」による支援を総合的、効果的かつ効率的に実施する体制を整備した。</p>		
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。	<p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設に関するデータ等を提供した。（実績：26 機関）</p> <p>b 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について、全国地方銀行協会と定期的に意見交換を行った。（実績：17 回）</p> <p>なお、平成 28 年度からは、厚生労働省</p>		

		<p>供する。</p> <p>なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとすること。</p>	<p>と財務省をメンバーに加えて意見交換会を開催した。</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、平成 29 年度においては、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換会を開催した。 (実績：9回)</p> <p>c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績:12回)</p> <p>○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。</p> <p>○ 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 協調融資機関数については、上記①のとおり、中期計画（目標 340 機関）に対して 362 機関まで拡大した。</p> <p>○ 併せ貸しの一層の普及を図るため、次の取組みを行った。</p> <p>a 平成 25 年度において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について、過去の融資実績を基に低調な理由の要因分析を行うとともに、協調融資利用機関数の拡大方策を策定した。</p> <p>また、代理貸付の受託金融機関であって、協調融資機関となっていない金融機関に対し加入案内を行うとともに、加入の低調な信用金庫、信用組合が開催するセミナー等に出向き、協調融資制度の周知・広報を行った。(実績：2 団体)</p> <p>b 平成 25 年度に策定した拡大方策に基づき、平成 26 年度から、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。(実績:181 団体)</p> <p>また、機構が開催する行政機関担当者向け説明会や受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。</p> <p>c 平成 27 年度からは、従前から実施してい</p>	
--	--	---	--	--

			<p>る融資相談時の事業者に対する協調融資制度の案内に併せ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況を確認することを徹底した。</p> <p>d 平成 29 年度においては、融資対象面積が 5,000 m²を超える大規模施設の借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提とした貸付制度への見直しを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">《協調融資取扱い件数割合》 (%)</th> </tr> <tr> <th>年度</th><th>老人福祉 関係施設</th><th>児童福祉 関係施設</th><th>障害福祉 関係施設</th><th>その他</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>53.3</td><td>9.0</td><td>18.6</td><td>40.0</td><td>30.3</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>47.7</td><td>13.8</td><td>19.3</td><td>69.2</td><td>27.1</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>46.4</td><td>14.8</td><td>22.5</td><td>75.0</td><td>24.3</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>55.5</td><td>15.9</td><td>18.7</td><td>56.3</td><td>30.1</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>53.1</td><td>20.4</td><td>24.0</td><td>50.0</td><td>31.3</td></tr> </tbody> </table>	《協調融資取扱い件数割合》 (%)						年度	老人福祉 関係施設	児童福祉 関係施設	障害福祉 関係施設	その他	計	H25	53.3	9.0	18.6	40.0	30.3	H26	47.7	13.8	19.3	69.2	27.1	H27	46.4	14.8	22.5	75.0	24.3	H28	55.5	15.9	18.7	56.3	30.1	H29	53.1	20.4	24.0	50.0	31.3		
《協調融資取扱い件数割合》 (%)																																															
年度	老人福祉 関係施設	児童福祉 関係施設	障害福祉 関係施設	その他	計																																										
H25	53.3	9.0	18.6	40.0	30.3																																										
H26	47.7	13.8	19.3	69.2	27.1																																										
H27	46.4	14.8	22.5	75.0	24.3																																										
H28	55.5	15.9	18.7	56.3	30.1																																										
H29	53.1	20.4	24.0	50.0	31.3																																										
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間 30 日以内を維持する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間 15 営業日以内を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。 ○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。 																																												

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）					
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第2号及び第3号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日）においても、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成30年度行政事業レビューシート番号 688・696	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	19.5日	19.4日	19.3日	19.3日	19.3日	19.5日	
達成度	—	—	154.6%	155.4%	155.4%	155.4%	153.8%	
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	
資金交付の迅速化（実績値）	—	8.9営業日	9.1営業日	8.7営業日	8.9営業日	8.6営業日	8.4営業日	
達成度	—	—	164.8%	172.4%	168.5%	174.4%	178.6%	

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																						
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																					
2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行っため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。	<主な定量的指標> ① 審査業務について 医療貸付事業については、国と協議のうえ、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 <評価の視点> ○ 国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間 30 日以内を維持する。 ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後 15 営業日以内を維持する。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、5 病疾（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5 事業（救急医療、災害医療、べき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院または民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図るなど、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施した。 《審査実績》 (件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>202</td> <td>199,608</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>122</td> <td>107,261</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>103</td> <td>108,814</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>95</td> <td>99,118</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>115</td> <td>100,168</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>637</td> <td>614,969</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	金額	H25	202	199,608	H26	122	107,261	H27	103	108,814	H28	95	99,118	H29	115	100,168	計	637	614,969	<自己評価> 評定：A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する医療施設等の耐震化整備等の医療施策への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は 637 件 614,969 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進することができた。 ○ 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震への被災地支援の取組みとして、被災した医療関係施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付について周知したうえで、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査から資金交付にあっては最優先に実施するとともに、被災施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換及び個別融資相談等を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 ○ 利用者サービス向上の観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を積極的に実施するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため地方公共団体や関係団体に融資制度の P R を行うなど、制度周知を積極的に実施した。 また、借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて償還期間や金利を選択することができるよう、償還期間に応じた柔軟な金利（期間別金利）制度を平成 27 年度から導入した。 これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.1%（中期目標期間平均）の貸付先から「満足し	評定：A <評定に至った理由> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する医療関係施設の整備事業等の医療施設への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は 522 件 514,801 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進したことは高く評価できる。 ○ また、平成 28 年熊本地震及び東日本大震災への被災地支援の取組みとして、被災した医療関係施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付等について周知したうえで、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査から資金交付にあっては最優先に実施するとともに、被災施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換及び個別融資相談等を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施したことも高く評価できる。 ○ 民業補完の推進の観点から、受託金融機関業務研修会議において福祉医療機構が保	評定：A <評定に至った理由> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が推進する医療関係施設の整備事業等の医療施設への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は 637 件 614,969 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進したことは高く評価できる。 ○ また、平成 28 年熊本地震及び東日本大震災への被災地支援の取組みとして、被災した医療関係施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付等について周知したうえで、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査から資金交付にあっては最優先に実施するとともに、被災施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換及び個別融資相談等を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施したことも高く評価できる。 ○ 民業補完の推進の観点から、受託金融機関業務研修会議において福祉医療機構が保
年度	件数	金額																									
H25	202	199,608																									
H26	122	107,261																									
H27	103	108,814																									
H28	95	99,118																									
H29	115	100,168																									
計	637	614,969																									

<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国とおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 <table border="1" data-bbox="1105 233 1686 1230"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な条件改善等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設に係る融資率の引上げ ・国家戦略特別区域計画に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ </td></tr> <tr> <td>H26</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・持分なし医療法人移行のための経営安定化資金に係る貸付限度額の引上げ及び償還期間の延長 </td></tr> <tr> <td>H27</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金の対象事業への融資率の引上げ </td></tr> <tr> <td>H28</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域医療構想」に基づき病床転換等を行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる新たな融資制度の創設 ・都市部の借地に介護老人保健施設を整備する場合の優遇融資対象地域の拡充 </td></tr> <tr> <td>H29</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICTの導入に伴う無担保貸付制度の拡充 </td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災で被災した医療関係施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑かつ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては、最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。 ○ 平成28年熊本地震で被災した医療関係施設等の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓口を開設したうえで、特例措置（融資率100%、当初3年間は7.2億円まで無利子、償還期間最長39年等）を講じた災害復旧貸付について機構ホームページにおいて周知するとともに、被災地域の地方公共団体や関係団体に対して周知するなど、円滑、迅速かつ 	年度	主な条件改善等	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設に係る融資率の引上げ ・国家戦略特別区域計画に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ 	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・持分なし医療法人移行のための経営安定化資金に係る貸付限度額の引上げ及び償還期間の延長 	H27	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金の対象事業への融資率の引上げ 	H28	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域医療構想」に基づき病床転換等を行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる新たな融資制度の創設 ・都市部の借地に介護老人保健施設を整備する場合の優遇融資対象地域の拡充 	H29	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICTの導入に伴う無担保貸付制度の拡充 	<p>た」との回答を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会や機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する医療関係施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 <p>また、全国地方銀行協会との意見交換会（平成28年度からは厚生労働省及び財務省も参加）を定期的に開催するとともに、平成29年度においては第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換会を開催するなど、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。</p> <p>さらに、平成27年度から、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充するとともに、融資相談時における協調融資制度の案内や民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況確認を徹底するなど、制度利用者が円滑に民間資金を活用できる体制整備を整えていることは高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定量目標としては、審査処理期間（30日以内）及び資金交付期間（15営業日以内）を設定しているところである。 ○ この目標設定について、審査処理期間及び資金交付期間は前中期目標期間において受理件数が増加傾向にあったこと（伸び率200%以上）等を踏まえ設定したものであり、今中期目標期間において処理件数の増加が見込まれたことから、業務量の増加を勘案して中期計画を設定したものであり、妥当なものである。 ○ この目標設定について、審査処理期間及び資金交付期間は前中期目標期間において受理件数は平成20年度には329件であったが、平成23年度には780件と増加傾向にあったこと（伸び率237%以上）や、資金交付件数は平成20年度には470件であったが、平成23年度には929件と増加傾向にあったこと（伸び率197%以上）等を踏まえ設定したものであり、今中期目標期間において処理件数の増加が見込まれたことから、業務量の増加を勘案して中期計画を設定したものであり、当時の伸び率からすれば目標設定は妥当なものである。 ○ 以上のとおり、定量目標全 	<p>有する医療関係施設に関するデータや医療に関する政策動向・経営動向等の情報を提供するとともに、全国地方銀行協会と意見交換を行っており、引き続き民業補完の推進を図っていることが認められる。さらに、平成27年度からこれまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を拡大するなど制度利用者が円滑に民間資金を活用できる体制整備を整えていることは高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定量目標としては、審査処理期間（30日以内）及び資金交付期間（15営業日以内）を設定しているところである。 ○ この目標設定について、審査処理期間及び資金交付期間は前中期目標期間において受理件数が増加傾向にあったこと（伸び率200%以上）等を踏まえ設定したものであり、今中期目標期間において処理件数の増加が見込まれたことから、業務量の増加を勘案して中期計画を設定したものであり、妥当なものである。 ○ この目標設定について、審査処理期間及び資金交付期間は前中期目標期間において受理件数は平成20年度には329件であったが、平成23年度には780件と増加傾向にあったこと（伸び率237%以上）や、資金交付件数は平成20年度には470件であったが、平成23年度には929件と増加傾向にあったこと（伸び率197%以上）等を踏まえ設定したものであり、今中期目標期間において処理件数の増加が見込まれたことから、業務量の増加を勘案して中期計画を設定したものであり、当時の伸び率からすれば目標設定は妥当なものである。 ○ 以上のとおり、定量目標全
年度	主な条件改善等															
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設に係る融資率の引上げ ・国家戦略特別区域計画に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ 															
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・持分なし医療法人移行のための経営安定化資金に係る貸付限度額の引上げ及び償還期間の延長 															
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金の対象事業への融資率の引上げ 															
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域医療構想」に基づき病床転換等を行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる新たな融資制度の創設 ・都市部の借地に介護老人保健施設を整備する場合の優遇融資対象地域の拡充 															
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICTの導入に伴う無担保貸付制度の拡充 															

		<p>きめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧を支援した。</p> <p>『審査実績』(再掲) (件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">東日本大震災</th><th colspan="2">熊本地震</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>48</td><td>19,413</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H26</td><td>17</td><td>5,549</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H27</td><td>11</td><td>3,468</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H28</td><td>3</td><td>879</td><td>7</td><td>847</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>4,975</td></tr> <tr> <td>計</td><td>79</td><td>29,309</td><td>15</td><td>5,822</td></tr> </tbody> </table>	年度	東日本大震災		熊本地震		件数	金額	件数	金額	H25	48	19,413			H26	17	5,549			H27	11	3,468			H28	3	879	7	847	H29	0	0	8	4,975	計	79	29,309	15	5,822	<p>ことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>体の達成度平均が 162.6%であることに加え、定性面での実績においても、医療関係施設の耐震化整備、医療機能分化等を推進する施設整備や平成 28 年熊本地震並びに東日本大震災における迅速かつきめ細やかな対応等により国の医療政策に即して民間の医療関係施設等の基盤整備を支援することができたことから「A」と評価する。</p>	<p>154.9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金交付期間は中期目標機関における平均達成率 171.7% <p>となり、全体の達成度平均は 163.3%となる。</p> <p>○ 以上のとおり、定量目標全体の達成度平均が 163.3%であることに加え、定性面での実績においても、医療関係施設の耐震化整備、医療機能分化等を推進する施設整備や平成 28 年熊本地震並びに東日本大震災における迅速かつきめ細やかな対応等により国の医療政策に即して民間の医療関係施設等の基盤整備を支援することができたことから「A」と評価する。</p>
年度	東日本大震災			熊本地震																																								
	件数	金額	件数	金額																																								
H25	48	19,413																																										
H26	17	5,549																																										
H27	11	3,468																																										
H28	3	879	7	847																																								
H29	0	0	8	4,975																																								
計	79	29,309	15	5,822																																								
(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者サービスの向上を図るために、手手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 機構や医療関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（47回、融資相談件数 90 件）を実施したほか、訪問相談（148 件）を実施した。また、全国でブロック毎の個別融資相談会（113 回、融資相談件数 447 件）を開催するとともに、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や 																																										

と。	るよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	建物の機能性等について助言を行った。 b 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に出向き、融資制度のPRを行った。(実績：294回) c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。 d 借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて償還期間や金利を選択することができるよう、償還期間に応じた柔軟な金利(期間別金利)制度を平成27年度から導入した。 e 貸付金額の算定方法を簡素化し、所要額に融資率を乗じる方法に変更した。(建築資金：平成27年度から、土地取得資金：平成28年度から) f 平成27年度に福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備した。		

		<p>議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績:12回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 併せ貸しの一層の普及を図るため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 医療関係施設の整備に際して民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うことができるようするため、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲について、平成27年度から医療関係施設まで拡充し、福祉医療貸付事業全体とした。 b 融資相談時に事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、平成28年度からは民間金融機関(メインバンク)の支援体制の状況を確認することを徹底した。 c 平成28年度からは、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、意見交換を行った。(実績:138団体) d 平成29年度においては、融資対象面積が5,000m²を超える大規模施設の借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資(併せ貸しを含む)の利用を前提とした貸付制度への見直しを行った。 <p>《協調融資取扱い件数割合》 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>病院</th><th>老健</th><th>診療所等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>84.6</td><td>78.3</td><td>82.1</td><td>82.2</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>88.2</td><td>90.0</td><td>58.5</td><td>78.7</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>87.2</td><td>100.0</td><td>76.2</td><td>85.4</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>73.7</td><td>79.2</td><td>84.8</td><td>78.9</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>91.9</td><td>72.7</td><td>75.6</td><td>80.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	病院	老健	診療所等	計	H25	84.6	78.3	82.1	82.2	H26	88.2	90.0	58.5	78.7	H27	87.2	100.0	76.2	85.4	H28	73.7	79.2	84.8	78.9	H29	91.9	72.7	75.6	80.0	
年度	病院	老健	診療所等	計																													
H25	84.6	78.3	82.1	82.2																													
H26	88.2	90.0	58.5	78.7																													
H27	87.2	100.0	76.2	85.4																													
H28	73.7	79.2	84.8	78.9																													
H29	91.9	72.7	75.6	80.0																													
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持すると	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。 ○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。 																														

	<p>果を融資審査に活用すること。</p> <p>とともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間 15 営業日を維持する。</p>	<p>は、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>	<p>○ 日本医療機能評価機構や I S O 審査登録機関による第三者評価結果を融資に活用した。</p>		
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—3	福祉医療貸付事業（債権管理）				
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築・維持することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、貸付債権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図るために、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 688・696

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
								予算額（千円）
								決算額（千円）
								経常費用（千円）
								経常利益（千円）
								行政サービス実施コスト（千円）
								従事人員数

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理について、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">○ 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するため、次のとおりフォローアップ調査等を実施した。<ul style="list-style-type: none">a 大口貸付先について、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等について把握するため、顧客業務部を中心とした貸付関係部が連携して機構の理事長等が当該貸付先の経営層に対しヒアリングを実施した。（実績：83 貸付先）b 貸付債権の適正な管理の一環として、今後リスク管理債権化するおそれのある貸付先（以下「イエローズーン先」という。）の抽出を平成25年度から開始し、抽出・分析結果等について信用リスク分科会（それまでの信用リスク等管理状況報告会を平成28年度に改組）等において報告するとともに、貸付関係部にフィードバックした。 なお、平成29年度には、イエローズーン	<主要な業務実績> <自己評価> 評定：B <ul style="list-style-type: none">○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。○ 貸付先の状況については、事業報告書等により継続的に収集・分析し、経営状況の的確な把握に努めるとともに、貸付先の各年度決算に基づきイエローズーン先の抽出を行ったうえで実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行ったほか、平成28年度からは3か年の経年分析を実施し、それぞれの結果を役員及び貸付関係部へフィードバックした。 また、正常先・その他要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、該当する貸付先に対する期中管理の充実を図るため、イエローズーン先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みを開始するとともに、業況注視先の管理について、関係部署との横断的管理運用の標準化を図るため、新たに業務手順マニュアルを策定したうえで、定期的に信用リスク分科会へ対象先の状況報告を行う体制を整備したほか、大口貸付先の管理を改め、機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先について、個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先の個社管理を開始し信用リスク分科会へ報告を行うなど、貸付債権の一体的かつ効率的な管理を推進した。○ 債権悪化の未然防止の取組みについては、	評定：B <評定に至った理由> <ul style="list-style-type: none">○ ニッポン一億総活躍プラン等により福祉・医療施設の整備が進められる中、厳しい経営環境にある地域における既存施設等の維持・存続を図ることを最優先とした期中管理や平成28年熊本地震等で被災した福祉・医療施設等への返済猶予期間の延長等の必要な支援を迅速かつきめ細かに行う本事業の役割は極めて重要である。○ 貸付先の状況については、<ul style="list-style-type: none">・ 事業報告書等により継続的に収集・分析し、経営状況の的確な把握に努めるとともに、・ 貸付先の各年度決算に基づき今後リスク管理債権化するおそれのある貸付先（イエローズーン先）の抽出を行ったうえで実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行ったほか、・ 平成28年度においては新たに3か年の経年分析を実施し、それぞれの結果を役員及び貸付関係部へフィードバックするなど期中管理に適切に取り組んでいると認められる。○ また、正常先・その他要注意先の債権管理の高度化等を	評定：B <評定に至った理由> <ul style="list-style-type: none">○ ニッポン一億総活躍プラン等により福祉・医療施設の整備が進められる中、厳しい経営環境にある地域における既存施設等の維持・存続を図ることを最優先とした期中管理や平成28年熊本地震等で被災した福祉・医療施設等への返済猶予期間の延長等の必要な支援を迅速かつきめ細かに行う本事業の役割は極めて重要である。○ 貸付先の状況については、<ul style="list-style-type: none">・ 事業報告書等により継続的に収集・分析し、経営状況の的確な把握に努めるとともに、・ 貸付先の各年度決算に基づき今後リスク管理債権化するおそれのある貸付先（イエローズーン先）の抽出を行ったうえで実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行ったほか、・ 平成28年度からは3か年の経年分析を実施し、それぞれの結果を役員及び貸付関係部へフィードバックするなど期中管理に適切に取り組んでいると認められる。○ また、正常先・その他要注意先の債権管理の高度化等を	

		<p>先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みを行った。</p> <p>c 正常先・その他要注意先の管理の高度化等を図るため、平成 28 年度において次の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正常先・その他要注意先に対する実地調査先選定の適切性、経営支援の有効性の継続的な評価・確認を行うため、アドバイザリーの監査法人の協力を得て、影響のある指標を抽出等するための取組みを開始した。 ・ 業況注視先の管理について、関係部署と連携して、横断的管理等、管理方法の見直しを行い、新たに業務手順マニュアルを策定のうえ実施するとともに、信用リスク分科会において全対象先の状況報告を行い、今後も定期的に報告を実施する体制を整備した。 ・ 機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先（特殊債権に係る貸付金及びこれに準ずる貸付金を有する貸付先を除く）に対し、貸付先の状況に応じた一体的かつ効率的な管理を推進するため、個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定めたうえで、該当貸付先の個社管理を開始し、信用リスク分科会において貸付残高 50 億円超の貸付先に係る決算状況等について報告を行い、今後も定期的に報告を実施する体制を整備した。 ・ 信用リスク等管理の高度化を図る観点から、自己査定における実態査定先及び簡易査定先について、より債務者の実態を踏まえた債務者区分となるよう、自己査定マニュアル等規程を改正するとともに、改正内容に基づいた自己査定を実施した。 <p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 延滞債権については、貸付先と償還に関する交渉を進めるとともに、貸付条件の変更契約を締結したうえで、返済を再開した。</p>	<p>経営サポートセンターと連携し、改善計画の策定が困難な貸付先に対する「経営計画策定・実施の手順」を作成し、施設開設間もないイエローボーン先等に対し、同ツールを活用した経営改善支援等を実施するとともに、延滞を繰り返し発生している先（短期延滞先）に対してフォローアップ調査等を実施し各種支援を行ったほか、平成 28 年度からは、短期延滞先の傾向等について信用リスク分科会に報告のうえ貸付関係部へフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図った。</p> <p>○ 東日本大震災で被災した貸付先については、平成 28 年度末を期限として元利金の返済を最長 5.5 年間猶予する措置を講じたところであるが、返済再開が可能となった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなどの積極的な支援を行った結果、猶予措置期間内で全ての貸付けについて返済を再開させる等の対応が完了した。</p> <p>○ 熊本地震で被災した貸付先については、元利金の返済を最長 3.5 年間猶予する等の措置を講じ、熊本県下の 339 貸付先に対し、返済猶予の希望調査を行い、希望した 19 貸付先について返済猶予期間の延長等必要な措置を講じるなど、熊本地震で被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するための取組みを実施しているほか、東日本大震災で被災した貸付先については、平成 28 年度末を期限として元利金の返済を最長 5.5 年間猶予する措置を講じたところであるが、返済再開が可能となった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなどの積極的な支援を行った結果、猶予措置期間内で全ての貸付けについて返済を再開させる等の対応が完了していることも評価できる。</p> <p>○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、所</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>意先の債権管理の高度化等を図る取組みとして、該当する貸付先に対する期中管理の充実を図るために、イエローボーン先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みを開始しているほか、大口貸付先の管理を改め、機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先について、個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先の個社管理を開始し信用リスク分科会へ報告を行うなど貸付債権の一体的かつ効率的な管理を推進していると認められる。</p> <p>○ 債権悪化の未然防止の取組についても経営サポートセンターと連携し、経営改善支援策等を実施しており、延滞を繰り返し発生している先（短期延滞先）に対するフォローアップ調査等を実施するなどリスク管理債権に対する態勢の強化が図られていることが認められる。</p> <p>○ さらに、熊本地震で被災した貸付先については、元利金の返済を最長 3.5 年間猶予する等の措置を講じ、熊本地震で被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するための取組みを実施しているほか、東日本大震災で被災した貸付先については、平成 28 年度末を期限として元利金の返済を最長 5.5 年間猶予する措置を講じたところであるが、返済再開が可能となった</p>
--	--	--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸出条件緩和債権については、残高プロラタ方式を原則として、民間金融機関等との交渉を図り、融資シェア見合いの返済額の確保を図った。 ○ 東日本大震災への対応については、毎年度、返済猶予中の全ての貸付先に対するフォローアップ調査を実施し、現況の把握に努めるとともに、今後の返済に対する要望や返済再開に向けた方策についてヒアリングを実施するなど、個々の貸付先の状況を踏まえた支援を実施した。 ○ 平成 28 年熊本地震の発生に伴い、残高を有する熊本県下の貸付先に対し、震災直後に返済猶予利用希望調査を行い、19 貸付先（25 資金）について 6 か月間の返済猶予の申出を受けた。 上記返済猶予先のうち 13 貸付先については、6 か月経過後に変更契約等の締結を行い順次返済を再開させたが、6 か月での再開が困難な 6 貸付先については、返済猶予期間（最長 3 年）内における返済再開に向けて引き続きフォローアップを実施するとともに、平成 29 年度に期限到来した 2 貸付先については、返済再開が困難であったため、返済猶予延長の措置を講じた。 	<p>期の目標どおり、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っていると認められ定性的な評価は高いところだが、定量的な評価が困難なことから「B」と評価する。</p> <p>○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、所期の目標どおり、社会福祉施設及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っていると認められ定性的な評価は高いところだが、定量的な評価が困難なことから「B」と評価する。</p>
(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取組んでいるか。 <p>○ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先に対して経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、債権悪化の未然防止を図った。 また、平成 27 年度からは、主に社会福祉法人を対象に、ガバナンスが脆弱な貸付先や経営改善計画書の作成が困難な貸付先に対する「経営計画策定・実施の手順」を策定のうえ、当該ツールを用いて改善点を指摘するなど、経営改善に向けた取組みを開始した。（実績：48 貸付先）</p>	

	<p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p>	<p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権に対する態勢強化を図るため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 新規にリスク管理債権化した案件について毎月リスト化し、役職員で情報を共有化するため信用リスク分科会において定期的に報告した。 b リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収業務担当部署において、短期延滞先に係る傾向調査を実施し、貸付先の経営状況の変化を早期に察知するとともに、信用リスク分科会において役員及び貸付関係部へフィードバックを行い、貸付先の危険情報の共有化を図った。 ○ 平成 26 年度から、イエローポーン先のうち、貸付先の事業や財務状況等の詳細を把握する必要がある貸付先に対して面談等（254 貸付先）を実施し、債権悪化の未然防止を図った。 ○ 平成 27 年度においては、貸付先の事業状況や財務状況等を適切に把握し、貸付債権の適正管理及び債権悪化の未然防止をより強化するとともに、信用リスクについて機構内で十分な相互牽制を効かせることを目的として、顧客業務部に与信管理課を新設した。 ○ 平成 28 年度においては、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 信用リスク等管理については、従来、信用リスク等管理状況報告会において実施していたが、効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的として信用リスク分科会を設置した。 b 新規にリスク管理債権化した案件については3か月毎に全件リスト化するとともに、要管理先以下の案件（貸付残高 720 百万円超）についても処理状況リストを作成し、期中管理の状況を同分科会に報告した。 c 貸出条件緩和債権の管理について、より一
--	---	--	---

			<p>層の経営支援機能を発揮する観点から、条件変更後3年以上を経過して経営改善が図られていない貸付先を抽出し、施設別等に区分して原因分析を行い、分析結果を同分科会に報告した。</p> <p>d 破綻懸念先以下の管理について、期中管理強化の観点から、貸付残高100百万円以上の貸付先に係る実地調査状況一覧を作成し、同分科会に報告した。</p> <p>○ 平成29年度においては、次の取組みを行った。</p> <p>a 貸出条件緩和債権の管理について、より一層の経営支援機能を発揮する観点から、条件変更後3年以上を経過して経営改善が図られていない貸付先のうち、8貸付先へ実地調査指導等を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。</p> <p>b 破綻懸念先以下の管理について、期中管理強化の観点から、貸付残高100百万円以上の18貸付先について実地調査を実施し、実態把握と経営改善指導に努めた。</p>													
(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること支援するこ	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。	<p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。</p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後（平成24年度末）においても引き続き対応方針を変えることなく適正に対応したことなく適正に対応した。</p> <p>《貸出条件緩和の実績》 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付先数</th> <th>資金数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>103</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>117</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>119</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table>	年度	貸付先数	資金数	H25	103	167	H26	117	185	H27	119	216		
年度	貸付先数	資金数														
H25	103	167														
H26	117	185														
H27	119	216														

				<table border="1"> <tr><td>H28</td><td>142</td><td>249</td></tr> <tr><td>H29</td><td>144</td><td>256</td></tr> <tr><td>計</td><td>625</td><td>1,073</td></tr> </table>	H28	142	249	H29	144	256	計	625	1,073		
H28	142	249													
H29	144	256													
計	625	1,073													
と。				<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ995件実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権化の未然防止を図った。 											
② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。	② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。			<ul style="list-style-type: none"> ○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。 ○ き損する可能性が高い債権については、案件の内容に応じて必要な法的措置を講じるなど、的確に実施した。 											

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—4	福祉医療経営指導事業					
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 4 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。こうした課題に対応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	予算額（千円）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1 セミナーあたり受講者数（計画値）	180 人以上	—	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	予算額（千円）	—	—	—	—	—
1 セミナーあたり受講者数（実績値）	—	231.8 人	238.1 人	221.7 人	223.3 人	224.1 人	238.0 人	決算額（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	132.3%	123.2%	124.1%	124.5%	132.2%	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
セミナー有用度（計画値）	平均 80% 以上	—	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
セミナー有用度（実績値）	—	96.7%	98.5%	96.9%	97.1%	98.1%	97.5%	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	123.1%	121.1%	121.4%	122.6%	121.8%	従事人員数	—	—	—	—	—
個別経営診断件数（計画値）	延べ 1,400 件以上	—	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上（1,400 件）						
個別経営診断件数（実績値）	—	延べ 4,658 件	364 件（364 件）	353 件（717 件）	309 件（1,026 件）	337 件（1,363 件）	429 件（1,792 件）						
達成度	—	—	130.0%	126.1%	110.4%	120.4%	153.2%						

個別経営診断有用度（計画値）	平均 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
個別経営診断有用度（実績値）	—	95.8%	97.3%	96.9%	95.1%	96.4%	94.5%							
達成度	—	—	121.6%	121.1%	118.9%	120.5%	118.1%							
個別経営診断の処理日数（計画値）	50 日以内	—	50 日以内											
個別経営診断の処理日数（実績値）	—	34.7 日	31.4 日	28.3 日	25.8 日	25.6 日	24.8 日							
達成度	—	—	159.2%	176.7%	193.8%	195.3%	201.6%							

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたり	<主な定量的指標> ① 中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数は、毎年度180人以上（平均229.0人）となり、中期計画を達成した。 ② 受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ③ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。 ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度については、毎年度平均80%以上（平均96.0%）となり、中期計画を達成した。 ⑤ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。	<主要な業務実績> ① 1セミナーあたりの平均受講者数について は、毎年度180人以上（平均229.0人）とな り、中期計画を達成した。 ② 受講者にとっての有用度については、毎年 度平均80%以上（平均97.6%）となり、中期 計画を達成した。 ③ 個別経営診断における診断件数につい ては、延べ1,792件となり、中期計画を達成 した。 ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度に ついては、毎年度平均80%以上（平均96.0%） となり、中期計画を達成した。 ⑤ 経営分析診断の平均処理期間については、 毎年度50日以内を維持（平均27.2日）し、 中期計画を達成した。	<自己評価> 評定：A ○ 集団経営指導（セミナー）については、政 策動向等を踏まえたテーマの設定や積極的な PR活動を実施するとともに、受講希望者の 受講機会の確保に努めた結果、1セミナーあ りの平均受講者数は各年度において中期計 画の目標値を大きく上回る実績（中期目標期 間における達成度平均：127.3%）をあげるこ とができた。 セミナーの内容については、機構によるリ サーチ結果等に基づいた機構職員による講義 を行うとともに、社会福祉法人制度改革、地 域包括ケアシステム、地域医療構想など地域 における施設経営に焦点を当てた講義を行 うなど、各年度において時宜を得た政策動向に 関する情報提供等を行った結果、各年度の有 用度は中期計画の目標値を大きく上回り（中 期目標期間における達成度平均：122.0%）、 健全で安定した経営に向けての有益な情報を 提供することができた。 ○ 民間金融機関への経営指導等の研修会、地 方公共団体及び社会福祉協議会等へ講師を派 遣するとともに、民間金融機関における経営 指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方 銀行協会への情報提供を行うなど民間金融機 関等への経営指導のノウハウの普及に取り組 んだ。 ○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支 援するため、施設の経営状況や介護報酬・診 療報酬改定等の影響に係るリサーチレポート を中期目標期間において67件作成し、プレ スリリースするとともに機構ホームページに 公表したところであるが、同期間中にマスコ ミに記事として262回引用されており、関係 者から一定の評価を得ることができた。 ○ 個別経営診断については、平成27年度か ら経営分析プログラム、ガバナンス診断プロ	評定：A <評定に至った理由> ○ 福祉・医療施設等の経営者に対し、国の政策動向や経営に関わる正確な情報等を提供するとともに、経営状況を的確に診断することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設経営を支援するものであり、基本的に前中期目標期間における平均値を基に設定しているほか、「個別経営診断の処理日数」については、前中期目標期間最終年度に比べて診断内容の充実等による業務量増加を見込んで設定したものであり、妥当なものである。 各目標の平均達成度は、 • 集団経営指導（セミナー）の1セミナーあたり受講者数 126.0% • セミナー有用度 122.1% • 個別経営診断件数 121.7% • 個別経営診断有用度 120.5% • 個別経営診断の処理日数 181.3% となっており、全項目において達成度120%を超えており、高く評価することができます。 ○ セミナーの内容は、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を	評定：A <評定に至った理由> ○ 福祉・医療施設等の経営者に対し、国の政策動向や経営に関わる正確な情報等を提供するとともに、経営状況を的確に診断することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設経営を支援するものであり、基本的に前中期目標期間における平均値を基に設定しているほか、「個別経営診断の処理日数」については、前中期目標期間最終年度に比べて診断内容の充実等による業務量増加を見込んで設定したものであり、妥当なものである。 各目標の平均達成度は、 • 集団経営指導（セミナー）の1セミナーあたり受講者数 127.3% • セミナー有用度 122.0% • 個別経営診断件数 128.0% • 個別経営診断有用度 120.0% • 個別経営診断の処理日数 185.3% となっており、全項目において達成度120%を超えており、高く評価することができます。 ○ セミナーの内容は、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を

	<p>の平均受講者数を 180 人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心内容の充実を図っているか。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。 ○ セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心内容の充実を図っているか。 ○ 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。 ○ セミナーについては、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例に関する講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。 また、社会福祉法人制度改革に伴う法人経営等に係る講義、介護報酬改定や診療報酬改定を踏まえた施設経営に係る講義、地域包括ケアシステムや地域医療構想など地域における施設経営に焦点を当てた講義を追加するなど、各年度において時宜を得た政策動向に関する情報提供等に努めることにより、受講者に有用な講義となるよう内容の充実を図った。 ○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及のための取組みについて、次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 民間金融機関に対する経営指導等の研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関に職員を派遣し、福祉施設や病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉制度及び政策動向等に関する講義を行った。(実績：11 機関 647 名) ・ 受託金融機関業務研修会議等において、機構によるリサーチ結果に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うための講演を行った。(実績：12 回 607 機関 693 名) ・ 福祉医療分野に係る民間金融機関から 	<p>グラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを提供し、特に、個別支援プログラムとして、法人・施設ごとに抱える様々な課題に対し、個別のニーズに合わせた改善のメニューを提供し、特に、個別支援プログラムとして、法人・施設ごとに抱える様々な課題に対し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示するなどのコンサルティングを実施するなど、より積極的な経営改善支援を実施した。</p> <p>これらの取組みにより、各年度の個別経営診断件数は目標を大きく上回る（中期目標期間における達成度平均：128.0%）とともに、個別経営診断の利用者にとっての有用度も中期計画の目標値を大きく上回っており（中期目標期間における達成度平均：120.0%）、施設の健全経営を支援することができた。</p> <p>○ 以上のとおり、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供するとともに、民間金融機関等への経営指導のノウハウ普及に積極的に取り組んだほか、法人の多様なニーズにこたえるため、経営診断メニューの見直しを実施するなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>行うとともに、社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステム、地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、各年度において時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行っている。</p> <p>○ また、民間金融機関への経営指導等の研修会、地方公共団体及び社会福祉協議会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会への情報提供を行うなど民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及に取り組んだ。</p> <p>○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支援するため、施設の経営状況や介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成し公表しているところ、年々認知されるようになっていることから、今中期目標期間中にマスコミに記事として 199 回引用されており、高い評価を得ているものと思料される。</p> <p>○ 個別経営診断については、平成 27 年度から経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを提供し、特に、個別支援プログラムとして、法人・施設ごとに抱える様々な課題に対し、個別のニーズに合わせた改善の</p>	<p>行うとともに、社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステム、地域医療構想など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、各年度において時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行っている。</p> <p>○ また、民間金融機関への経営指導等の研修会、地方公共団体及び社会福祉協議会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会への情報提供を行うなど民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及に取り組んだ。</p> <p>○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支援するため、施設の経営状況や介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成し公表しているところ、年々認知されるようになっていることから、今中期目標期間中にマスコミに記事として 262 回引用されており、高い評価を得ているものと思料される。</p> <p>○ 個別経営診断については、平成 27 年度から経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを提供し、特に、個別支援プログラムとして、法人・施設ごとに抱える様々な課題に対し、個別のニーズに合わせた改善の</p>
--	--	---	--	--	---	---

	<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるよう、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>のデータ提供依頼、疑義照会などに対応した。(実績：11 機関)</p> <p>b 外部講演等講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、社会福祉法人制度に関する動向や経営・会計等に関する講義を行った。(実績：180 回) <p>c ニーズ調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関向けの講義資料に反映するため、民間金融機関へのヒアリングを実施した。(実績：22 機関) <p>○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。</p> <p>○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断) サービスをW AM NET 基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設／実績：全 8,086 件)</p> <p>○ 平成 26 年度から、社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、特別養護老人ホームや病院などの経営状況や介護報酬・診療報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成し、プレスリリースするとともに、機構ホームページにおいて公表した。なお、当該レポート内容については、マスコミに記事として引用された。</p> <p>また、社会福祉法人や医療法人等福祉医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体（雑誌等）において執筆した。</p> <p>《レポート数等実績》 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>レポート数</th><th>引用回数</th><th>執筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td><td>14</td><td>33</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>15</td><td>85</td><td>2</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>18</td><td>81</td><td>5</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>20</td><td>63</td><td>15</td></tr> <tr> <td>計</td><td>67</td><td>262</td><td>23</td></tr> </tbody> </table>	年度	レポート数	引用回数	執筆数	H26	14	33	1	H27	15	85	2	H28	18	81	5	H29	20	63	15	計	67	262	23		<p>方向性や改善策を提示するなどのコンサルティングを実施するなど、より積極的な経営改善支援を実施している。</p> <p>○ 以上のとおり、社会福祉法人及び医療法人等のニーズを把握したうえで、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の展開を講じており、定量面で目標を大幅に上回る成果が得られている他、定性面でもリサーチレポートがマスコミに記事として数多く引用されている等高い評価を受けていることから、「A」と評価する。</p>	<p>方向性や改善策を提示するなどのコンサルティングを実施するなど、より積極的な経営改善支援を実施している。</p> <p>○ 以上のとおり、社会福祉法人及び医療法人等のニーズを把握したうえで、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の展開を講じており、定量面で目標を大幅に上回る成果が得られている他、定性面でも機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートがマスコミに記事として数多く引用されている等高い評価を受けていることから、「A」と評価する。</p>
年度	レポート数	引用回数	執筆数																										
H26	14	33	1																										
H27	15	85	2																										
H28	18	81	5																										
H29	20	63	15																										
計	67	262	23																										

○ 法人の多様なニーズにこたえるため、経営診断メニューの見直しを図り、従前からの簡易経営診断に加え、次の3つの個別経営診断メニューを新設し、平成26年度に試行運用を行い、平成27年度から本格実施した。

a 経営分析プログラム

法人単位での財務比較による業界内での立ち位置、同種同規模等施設との財務比較及び安定性・機能性等優良施設との個別比較による分析を実施し、改善すべき課題について改善によるインパクト試算及び改善策の可能性の広がりを提示

b ガバナンス診断プログラム

社会福祉法人のガバナンス体制強化に対応するため、P D C Aの考え方をベースに法人の現在のガバナンス体制を評価し、改善すべき課題について法人の現状認識を促すための評価報告書を提示

c 個別支援プログラム

法人及び施設の経営者が抱える様々な課題について機構のデータ等を多角的に活用し、個別の事情やニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示

《コンサルティング実績》 (件)

年度	経営分析	ガバナンス診断	個別支援
H26	8	2	2
H27	19	1	12
H28	14	-	9
H29	13	-	11
計	54	3	34

○ 平成27年度以降、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するため、次の取組みを実施した。

a 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施した。なお、当該動向調査については、マスコミに21回記事として引用された。

《動向調査実績》 (回、件)

年度	調査回数	調査対象法人数

			<table border="1"> <tr><td>H27</td><td>2</td><td>387</td></tr> <tr><td>H28</td><td>4</td><td>403</td></tr> <tr><td>H29</td><td>4</td><td>505</td></tr> </table>	H27	2	387	H28	4	403	H29	4	505		
H27	2	387												
H28	4	403												
H29	4	505												
(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。 ○ 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。 	<p>b 簡易経営診断について、通所介護事業所及び認定こども園を対象施設に追加するとともに、従前の施設単位での分析に加え、法人単位での分析診断機能を追加した。</p> <p>c 経営分析参考指標について、従前の指標に障害福祉サービス、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム及び通所介護事業所を追加するとともに、法人単位の指標を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度においては、コンサルティング及びリサーチ業務から得られた知見を公表するため、社会福祉法人経営者等を対象とした実績報告会を開催した。(参加者数70名) ○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。 ○ 経営部門と債権管理部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先やリスク管理債権先を個別に訪問等して経営指標等を基に改善点などを指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じた。 ○ 平成28年度においては、東京都より「施設・居宅系サービス事業者運営状況調査」を受託し、都内の各施設・居宅系サービス事業所の利用状況、職員状況及び施設整備状況等についての調査並びに財務分析等を行い、東京都のデータと機構独自データをもとに報告書をとりまとめた。 ○ 平成29年度においては、横浜市から「よこはま保健医療プラン策定支援等業務」を受託し、厚生労働省の医療計画作成指針や各検討会にて提示された方向性などの政策動向と神奈川県地域医療構想や同市の医療政策を踏まえた調査分析を行うとともに、平成30年度から6年間を計画期間とする次期保健医療プ 												

			<p>ランの策定を支援し、同市における効率的な医療提供体制の構築に寄与した。</p> <p>また、八戸市から「八戸市社会福祉法人経営基盤強化支援研修会開催事業」を受託し、同市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人制度改革の概要や対応の方向性、各種施設の経営動向、会計知識といった社会福祉法人の経営に関する内容について研修を計2回、134法人に対して実施した。</p>		
		<p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>(5) 利用者の利便の向上を図るために、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。 ○ 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記④のとおり、中期計画を達成した。 ○ 上記⑤のとおり、中期計画を達成した。 	
	<p>(3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>(6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、毎年度、実費相当額を上回る自己収入を確保し、中期計画を達成した。 	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1—5	社会福祉振興助成事業													
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号							
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成30年度行政事業レビューシート番号 692・696							
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
NPO 等への助成 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	予算額（千円）	—					
NPO 等への助成 (実績値)	—	85.8%	81.8%	82.4%	82.0%	85.2%	77.9%	決算額（千円）	—					
達成度	—	—	102.3%	103.0%	102.5%	106.1%	97.4%	経常費用（千円）	—					
平均処理期間 (計画値)	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	経常利益（千円）	—					
平均処理期間 (実績値)	—	29.2日	27.1日	24.2日	18.3日	22.1日	20.9日	行政サービス実施コスト（千円）	—					
達成度	—	—	110.7%	124.0%	163.9%	135.7%	143.5%	従事人員数	—					
助成事業の新たな連携（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上							
助成事業の新たな連携（実績値）	—	92.3%	96.1%	94.1%	94.5%	96.0%	97.4%							
達成度	—	—	113.1%	110.7%	111.2%	112.9%	114.6%							
助成事業の利用者満足度（計画値）	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
助成事業の利用者満足度（実績値）	—	94.0%	95.5%	94.9%	92.2%	95.6%	96.1%							
達成度	—	—	119.4%	118.6%	115.3%	119.5%	120.1%							

	参加者満足度 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
	参加者満足度 (実績値)	—	97.0%	95.9%	96.8%	98.6%	92.6%	90.1%							
	達成度	—	—	119.9%	121.0%	123.3%	115.8%	112.6%							

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間は、30日以内とする。 ③ 助成先団体のうち、85%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。 ④ 助成事業が対象とした利用者のうち、80%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ⑤ 助成事業報告会参加者のうち、80%以上の参加者から満足しているとの回答を得る。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示し	<主要な業務実績> ① 特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合については、81.9%となり、中期計画を達成した。 ② 助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、22.5日となり、中期計画を達成した。 ③ 助成先団体による自己評価において、95.6%の助成先団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得ており、中期計画を達成した。 ④ 助成事業が対象とした利用者の満足度については、94.9%となり、中期計画を達成した。 ⑤ 助成事業報告会参加者の満足度については、94.8%となり、中期計画を達成した。	<自己評価> 評定：B ○ 各年度の助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議のうえ募集要領を策定した。特に、平成29年度分助成事業以降の募集にあたっては、国の施策とより一層連携を図るために、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、助成事業全体の見直しを行ふとともに、通常の募集要領に加え、過去の優良事例に基づき全国的に普及させたい事業を新たに「モデル事業」として、別途募集した。 その結果、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに沿った事業（平成25～30年度分助成として計1,217事業5,295百万円）を助成することができた。 なお、平成29年度分助成事業からは、国と協議のうえ、募集時期を約3か月前倒しし前年度中に募集を開始した結果、助成先団体が年度当初から資金繰りの懸念なく事業を実施できることとなり、利用者の利便性向上を図ることができた。 ○ 助成事業の選定にあたっては、過去5年間に2回以上助成を受けた団体について審査時の減点を行ったほか、平成29年度分助成事業の選定からは、事業の継続性や将来の発展性など選定基準をより明確化するとともに、助成対象期間を原則3年に限定することとし、固定化回避を図った。 ○ 特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合並びに助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間については、それぞれ中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。（中期目標期間における達成度平均：助成割合102.3%、処理期間135.6%） ○ 助成先団体における円滑な事業実施を支援	評定：B <評定に至った理由> ○ 各年度の助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議のうえ募集要領を策定しておき、特に平成29年度分の助成事業の募集にあたっては、国の施策との連携をより一層図るために、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、助成事業全体の見直しを行ふとともに、通常の募集要領に加え、過去の優良事例に基づき全国的に普及させたい事業を新たに「モデル事業」として、別途募集した。 また、平成29年度分助成事業については国と協議のうえ、募集時期を約3か月前倒しし平成28年度内に募集を開始した結果、助成先団体が平成29年度当初から資金繰りの懸念なく事業を実施できることとなり、利用者の利便性向上を図ることができた。 ○ 定量目標は、例えば、「助成事業の新たな連携」については従来80%以上であった目標を今中期計画策定時に85%に、「助成事業の利用者の満足度」については従来70%以上であった目標を80%に見直す等、前中期目標期間の実績と考慮した妥当な目標設定を行っている。 その前提のもと、各目標の	評定：B <評定に至った理由> ○ 各年度の助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議のうえ募集要領を策定しておき、特に平成29年度分の助成事業の募集にあたっては、国の施策との連携をより一層図るために、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、助成事業全体の見直しを行ふとともに、通常の募集要領に加え、過去の優良事例に基づき全国的に普及させたい事業を新たに「モデル事業」として、別途募集した。 また、平成29年度分助成事業については国と協議のうえ、募集時期を約3か月前倒しし平成28年度内に募集を開始した結果、助成先団体が平成29年度当初から資金繰りの懸念なく事業を実施できることとなり、利用者の利便性向上を図ることができた。 ○ 定量目標は、例えば、「助成事業の新たな連携」については従来80%以上であった目標を今中期計画策定時に85%に、「助成事業の利用者の満足度」については従来70%以上であった目標を80%に見直す等、前中期目標期間の実績と考慮した妥当な目標設定を行っている。 その前提のもと、各目標の

<p>は、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。</p> <p>(2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。</p>	<p>は、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。</p> <p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採</p>	<p>た社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。</p> <p>○ 每年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づき、同委員会において審査・採択した。</p> <p>《審査・交付実績》 (件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1057 1680 1676 2023"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">要望</th><th colspan="2">交付</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25分</td><td>852</td><td>3,736</td><td>295</td><td>1,492</td></tr> <tr> <td>H26分</td><td>1,138</td><td>5,098</td><td>320</td><td>1,278</td></tr> <tr> <td>H27分</td><td>545</td><td>2,517</td><td>164</td><td>702</td></tr> <tr> <td>H28分</td><td>457</td><td>2,274</td><td>126</td><td>608</td></tr> <tr> <td>H29分</td><td>572</td><td>2,438</td><td>153</td><td>608</td></tr> </tbody> </table>	年度	要望		交付		件数	金額	件数	金額	H25分	852	3,736	295	1,492	H26分	1,138	5,098	320	1,278	H27分	545	2,517	164	702	H28分	457	2,274	126	608	H29分	572	2,438	153	608	<p>について、政策動向や国民ニーズ、前年度分助成事業の事後評価結果及び当年度分助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ作成する「社会福祉振興助成事業募集要領」等に明記し公表するなど、広く周知したうえで実施した。</p> <p>○ 平成26年度に行われた行政事業レビューの指摘を踏まえ、地方公共団体・民間団体の助成とのすみ分けを更に明確にするため、平成27年度以降の募集にあたっては、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化した。</p> <p>○ 平成29年度分助成事業の募集からは、国の「ニッポン一億総活躍プラン」を後押しするため、助成テーマを大幅に改編するなど助成事業全体を見直した。</p> <p>また、過去の優良事例を参考にして全国的に普及させるモデル事業という新たな仕組みを構築し、「社会福祉振興助成事業募集要領(モデル事業)」を公表した。</p> <p>さらに、利用者の一層の利便性向上を図るため、平成29年度分助成事業からは、国と調整のうえ、募集時期を約3か月前倒した結果、前年度中に募集から採択までが可能となり、助成先団体が年度当初から資金繰りの懸念なく事業を実施できることとなった。</p> <p>○ 助成事業の選定にあたっては、毎年度、審査・評価委員会において策定した「社会福祉振興助成事業の選定方針」を公表したうえで、当該選定方針に基づき、同委員会において審査・採択した。</p>	<p>するため、助成先団体への訪問やヒアリング評価等を通して意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言等を行ったほか、助成金の不正受給や不正使用を防ぐことを目的として、全ての助成先団体等に対する助成事業の進捗状況確認調査を行ったうえで、課題を抱えている団体等については個別に訪問して課題解決のための相談・助言を実施した。</p> <p>さらに、平成28年度からは新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体のガバナンス強化の支援を図った。</p> <p>○ 事後評価については、委員会において社会福祉振興助成事業の評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、審査・評価委員会または機構事務局の所見や意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展に寄与するための取組みを行うとともに、これらの結果を翌年度助成事業の募集要領等に反映させた。</p> <p>○ 以上のとおり、当該事業内においてPDC Aサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、助成事業の成果(効果)については、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったと回答した助成先の割合について中期計画の目標値を上回り(中期目標期間における達成度平均:112.5%)、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p>また、助成先団体が実施する事業を利用した方(エンドユーザー)を対象とした満足度調査についても、中期計画の目標を上回る率の利用者から満足したとの回答を得ることができ(中期目標期間における達成度平均:118.6%)、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果(満足度)について確認することができた。</p>	<p>平均達成度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO等への助成 103.5% 平均処理期間は 133.6% 助成事業の新たな連携 112.0% 助成事業の利用者満足度 118.2% 参加者満足度 120.0% <p>と全目標において達成率は100%を超えており、適切に事業を実施しているものと評価できる。</p> <p>○ 加えて、助成金の不正受給や不正使用を防ぐことを目的として、全ての助成先団体に対する助成事業の進捗状況確認調査を行ったうえで、課題を抱えている団体等については個別に訪問して課題解決のための相談・助言を実施した。</p> <p>さらに、平成28年度においては新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体のガバナンス強化の支援を図った。</p> <p>○ この他、事後評価については、委員会において社会福祉振興助成事業の評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展に寄与するための取組みを行う</p>	<p>平均達成度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO等への助成 102.3% 平均処理期間は 135.6% 助成事業の新たな連携 112.5% 助成事業の利用者満足度 118.6% 参加者満足度 118.5% <p>と、平成29年度におけるNPO等への助成の定量目標に対する達成度は97.4%となっているが、これは公益法人改革に伴い一般社団法人及び一般財団法人からの申請が増加したためだが、対応策として、助成要件に監事の設置を盛り込む等の取組が図られている。全目標において平均達成率は100%を超えており、適切に事業を実施しているものと評価できる。</p> <p>○ 加えて、助成金の不正受給や不正使用を防ぐことを目的として、全ての助成先団体に対する助成事業の進捗状況確認調査を行ったうえで、課題を抱えている団体等については個別に訪問して課題解決のための相談・助言を実施した。</p> <p>さらに、平成28年度からには新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体のガバナンス強化の支援を図った。</p> <p>○ この他、事後評価については、委員会において社会福祉振興助成事業の評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展に寄与するための取組みを行う</p>
年度	要望			交付																																				
	件数	金額	件数	金額																																				
H25分	852	3,736	295	1,492																																				
H26分	1,138	5,098	320	1,278																																				
H27分	545	2,517	164	702																																				
H28分	457	2,274	126	608																																				
H29分	572	2,438	153	608																																				

		択する。		<table border="1"> <tr> <td>H30 分</td><td>497</td><td>2,164</td><td>159</td><td>607</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,061</td><td>18,227</td><td>1,217</td><td>5,295</td></tr> </table> <p>※平成 30 年度分の件数・金額は、平成 30 年 3 月末現在の採択状況</p>	H30 分	497	2,164	159	607	計	4,061	18,227	1,217	5,295	<課題と対応> 特になし。	とともに、これらの結果を翌年度助成事業の募集要領等に反映させた。	面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展に寄与するための取組みを行うとともに、これらの結果を翌年度助成事業の募集要領等に反映させた。
H30 分	497	2,164	159	607													
計	4,061	18,227	1,217	5,295													
		また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、選定方針において、特に重点的に支援する事業に対しては加点を行うこととするなど、事業の必要性やその効果を十分に考慮した仕組みとした。 ○ 固定化回避の取組みについては、過去 5 年間に 2 回以上助成を受けた団体に対する審査時の減点を平成 25 年度分助成事業から実施のうえ、平成 27 年度分助成事業からは更なる減点を行うこととした。 なお、平成 29 年度分助成事業からは、助成対象期間を原則 3 年に限定し、固定化回避をより一層強化した。 ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以上のとおり、P D C A サイクルの仕組みも構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、定量面でも全ての目標を達成していることから、「B」と評価する。 	○ 以上のとおり、P D C A サイクルの仕組みも構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、定量面でも目標を達成していることから、「B」と評価する。										
		(3) 全助成件数の 80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。 													
		(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。 												
	(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。	(5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、機構ホームページに公表したうえで、当該評価方針に基づき、全ての助成先団体について自己評価を行わせたのち、重点助成分野等の事業を対象としたヒアリング評価及び機構事務局による書面評価を実施した。 												

			<p>また、前年度の助成事業後における事業の波及効果やモデル化・制度化に繋がった事業成果を把握するため、事業の継続状況などについてフォローアップ調査を実施し、機構ホームページで公表した。</p>		
また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。	また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。 	<p>○ 毎年度、事後評価結果を踏まえ、翌年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案するとともに、特に優れた助成事業及び他の取組みの参考となるような事例については機構ホームページで公表した。</p> <p>また、各年度における最終評価については、「事業評価報告書」として取りまとめ、機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 平成28年度においては、事後評価結果を基に、「NPOの民間活動に役立つヒント集」を新たに作成し、これまでの事後評価により集積された民間福祉活動、団体運営のために必要なポイント及びファンドレイジングに役立つノウハウ等を冊子にまとめ、広く配布するとともに機構ホームページで公表した。</p>		
(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。 	<p>○ 助成事業メールマガジン「WAM助成通信」を活用して、助成先団体等に対して、助成事業に関する情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供した。</p> <p>また、facebook等のSNSを活用して、NPO等の助成先団体等における資金調達や被災地支援に関する情報等を速やかに発信した。</p> <p>○ 助成事業の適切な事業実施に必要な留意事項等を周知する内定事務説明会を全国で行うとともに、随時、助成先団体への訪問やヒアリング評価等を通して意見交換を行うことにより、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言等を行った。</p> <p>○ 助成金の不正受給や不正使用を防ぎ、円滑な事業実施を支援することを目的として、全ての助成先団体に対し助成事業の進捗状況確認調査を行ったうえで、課題を抱えている団体等については個別に訪問して課題解決のた</p>		

		<p>めの相談・助言を実施したほか、平成28年度からは新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体のガバナンス強化の支援を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の専門性の向上を図るため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 現場訪問やヒアリング評価の実施などを通じて機構職員が直接活動を確認し、助成先団体との意見交換等を行うとともに、地域での課題や求められる支援等を取りまとめ、職員間の情報の共有化及び専門性の向上を図った。 b 重点的に支援する事業について、担当職員がチームを編成し、年間を通じて定期的に情報収集、意見交換を行うなど、職員間における情報の共有化及び専門性の向上を図った。 c 平成28年度においては、若手職員を中心となり、NPO等がより活用しやすい助成の仕組みづくりの検討を行うとともに、審査・評価委員会委員との意見交換や情報収集等を行うことにより、専門知識の向上に努めた。 <p>また、福祉及びNPO関係団体が主催するシンポジウム等に参加し、助成事例や応募の傾向等について発表を行うなど、福祉領域やNPOに関する情報収集を図るとともに、職員の専門性の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の割合が中期計画を達成しているか。 ○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中期計画を達成した。 ○ 上記④のとおり、中期計画を達成した。 		
(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事	(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。			
	(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象と			

	<p>業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p> <p>(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p>	<p>した利用者の満足度を80%以上とする。</p> <p>達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果やその活動ノウハウなどの周知等を図るため、毎年度2~4か所において助成事業報告会を開催した。なお、参加者の満足度については、上記⑤のとおり、中期計画を達成した。 ○ 事業効果の高い優れた助成事業については、月刊誌WAM、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」及びfacebook等を活用し、効率的に幅広く周知した。 ○ 福祉課題とその解決にあたる民間活動に焦点を当て、その実情や課題を広く社会に普及・啓発することを目的として、各年度においてシンポジウム・フォーラムを開催した。 《シンポジウム・フォーラム開催実績》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th><th style="width: 90%;">テーマ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>これからの格差・貧困問題を考える</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>地域の幅広い連携による貧困問題への取組み</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>地域での連携による生活困窮者支援の新たな方向性</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>NPOの社会的意義とソーシャルアクション</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>事業継続・自立化に向けた事業運営のヒント</td></tr> </tbody> </table> 	年度	テーマ	H25	これからの格差・貧困問題を考える	H26	地域の幅広い連携による貧困問題への取組み	H27	地域での連携による生活困窮者支援の新たな方向性	H28	NPOの社会的意義とソーシャルアクション	H29	事業継続・自立化に向けた事業運営のヒント		
年度	テーマ																
H25	これからの格差・貧困問題を考える																
H26	地域の幅広い連携による貧困問題への取組み																
H27	地域での連携による生活困窮者支援の新たな方向性																
H28	NPOの社会的意義とソーシャルアクション																
H29	事業継続・自立化に向けた事業運営のヒント																

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—6	退職手当共済事業					
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 独立行政法人福祉医療機構法第12条第9号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日）においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員待遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成30年度行政事業レビューシート番号 687・696	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
平均事務処理期間（計画値）	50日以内	—	50日以内	50日以内	50日以内	50日以内	50日以内		予算額（千円）	98,026,379	100,676,256	105,486,179	107,968,901	110,987,017
平均事務処理期間（実績値）	—	36.9日	34.3日	38.1日	41.2日	42.9日	36.9日		決算額（千円）	98,564,160	100,802,027	105,245,164	108,321,260	108,266,262
達成度	—	—	145.8%	131.2%	121.4%	116.6%	135.5%		経常費用（千円）	94,735,880	96,269,964	101,725,917	104,568,187	103,147,530
新規加入法人システム利用率（計画値）	50%以上	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		経常利益（千円）	3,857,633	4,521,284	3,530,535	4,700,199	5,427,797
新規加入法人システム利用率（実績値）	—	47.0%	55.0%	64.0%	65.9%	74.7%	76.0%		行政サービス実施コスト（千円）	46,555,224	45,753,328	49,409,508	49,358,796	45,227,812
達成度	—	—	110.0%	128.0%	131.8%	149.4%	152.0%		従事人員数	22.36人	21.98人	22.42人	20.69人	18.57人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																		
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 (2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。 (2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面で	<主な定量的指標> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については毎年度50日以内（平均38.7日）を維持し、中期計画を達成した。 ② 平成25年度以降の新規加入法人のうち、電子届出システムの利用申請を行う割合は毎年度50%以上（平均67.1%）となり、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし <評価の視点>	<主要な業務実績> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については毎年度50日以内（平均38.7日）を維持し、中期計画を達成した。 ② 新規加入法人のうち、電子届出システムの利用申請を行う割合は毎年度50%以上（平均67.1%）となり、中期計画を達成した。 ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。 ○ 各年度における退職手当金の支給実績については、次のとおりとなった。 《退職手当金の支給実績》 (人、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給者数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>71,286</td> <td>94,220</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>72,578</td> <td>95,740</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>76,586</td> <td>101,155</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>75,891</td> <td>103,997</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>76,098</td> <td>102,543</td> </tr> </tbody> </table> ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での利便性向上を図る観点から、利用者の意向を踏まえたマニュアルの作成・配布及びFAQの改訂等を行うとともに、FAX自動送信サービス及びナビダイヤルを導入するなど、利用者の利便性向上の	年度	支給者数	支給額	H25	71,286	94,220	H26	72,578	95,740	H27	76,586	101,155	H28	75,891	103,997	H29	76,098	102,543	<自己評価> 評定：A ○ 退職手当金の給付事務については、従来の取組み（月4回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼、電子届出システムの利用促進等）に加え、事務処理手順の更なる標準化を図るとともに、届出書類の記載ミスが多い項目とその要因分析結果について、WAMNET基盤を活用したメール配信による共済契約者への周知などに取り組んだ結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は各年度において中期計画を大きく上回る実績（中期目標期間における達成度平均：130.1%）を上げることができた。 ○ 電子届出システムについては、積極的に利用促進に取り組んだ結果、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については各年度において中期計画を大きく上回る実績（中期目標期間における達成度平均：134.2%）を上げることができた。 また、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が中期目標期間平均で0.27%となり、紙媒体提出者のエラー発生率（同1.25%）との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与していることが確認できた。 これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、平均95.4%の利用者から「事務負担が軽減した」との回答を得ることができた。 ○ 利用者の手続き面での利便性向上を図る観点から、利用者の意向を踏まえたマニュアルの作成・配布及びFAQの改訂等を行うとともに、FAX自動送信サービス及びナビダイヤルを導入するなど、利用者の利便性向上の	評定：A <評定に至った理由> ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組み（月4回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼、電子届出システムの利用促進等）に加え、事務処理手順の更なる標準化を図るとともに、届出書類の記載誤りが多い項目とその要因分析結果について、WAMNET基盤を活用したメール配信による共済契約者への周知などに取り組んだ。また、電子届出システムについては、共済契約者への利用案内の送付や電話による利用案内を実施するなど積極的に利用促進に取り組んだ。	評定：A <評定に至った理由> ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組み（月4回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼、電子届出システムの利用促進等）に加え、事務処理手順の更なる標準化を図るとともに、届出書類の記載誤りが多い項目とその要因分析結果について、福祉保健医療情報サービス基盤を活用したメール配信による共済契約者への周知などに取り組んだ。また、電子届出システムについては、共済契約者への利用案内の送付や電話による利用案内を実施するなど積極的に利用促進に取り組んだ。
年度	支給者数	支給額																						
H25	71,286	94,220																						
H26	72,578	95,740																						
H27	76,586	101,155																						
H28	75,891	103,997																						
H29	76,098	102,543																						
					<評定に至った理由> ○ 以上の取組みにより、定量目標として、平均処理期間（50日以内）及び新規加入法人の電子届出システム利用率（50%）を設定しているが、今中期目標期間における平均達成度は、 <ul style="list-style-type: none">・ 平均処理期間は128.8%・ 新規加入法人の電子届出システム利用率は129.8% となっており高く評価できる。なお、これらの目標は退職手当共済制度の加入者数及び退職者数が年々増加していることや、実績を勘案していることや、実績を勘案して設定したもので妥当である。	<評定に至った理由> ○ 以上の取組みにより、定量目標として、平均処理期間（50日以内）及び新規加入法人の電子届出システム利用率（50%）を設定しているが、今中期目標期間における平均達成度は、 <ul style="list-style-type: none">・ 平均処理期間は130.1%・ 新規加入法人の電子届出システム利用率は134.2% となっており高く評価できる。なお、これらの目標は退職手当共済制度の加入者数及び退職者数が年々増加していることや、実績を勘案して設定したもので妥当である。																		

軽減に努めること。	利用者の手続き面での負担を軽減する。	の負担を軽減しているか。	<p>を作成し、全共済契約者に配布するとともに、機構ホームページに掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構ホームページに掲載しているFAQについて、電話照会記録の分析結果を踏まえ内容を充実 ・ 業務繁忙期における電話受付時間の延長に加え、休日・営業時間外を含むFAX自動送信サービスの導入 <p>b 平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済契約者のニーズを踏まえ、職員の採用時や退職時などの場面に応じた手続きガイドを機構ホームページに掲載 ・ 共済契約者だけでなく、請求者に対する研修を可能とするため、実務研修会を集合研修形式から機構ホームページによるe-ラーニング形式へ見直し <p>c 平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年 4 月の社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に速やかに対応できるよう、改正内容及び国会での審議状況について、各都道府県実務研修会、機構ホームページ及び電子メール等により周知 ・ マイナンバー法施行に伴う事務手続きの変更について、実務研修会において周知・指導 <p>d 平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済法改正に伴う制度改正内容の周知及び請求等手続きの円滑化のため、FAQの充実や全共済契約者への制度改正内容周知のパンフレットを配布 ・ ナビダイヤル（利用者の問合せ内容に応じ、それぞれの担当の電話番号に接続するサービス）の導入 <p>e 平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「退職手当金請求書・合算申出書」のよくある誤り等を機構ホームページで公表するとともに、記入誤りが多い様式の改正を実施 ・ 地方自治体等が開催する福祉業界合同採用試験説明会等において、制度内容を 	<p>ための継続的な取組みを実施し、利用者の手続き面での負担軽減を図った。</p> <p>○ 平成 28 年 4 月の共済法の改正に速やかに対応できるよう、平成 27 年度においては、改正内容及び国会での審議状況について多様な手段を用いて周知するとともに、改正直後の事務手続きに影響が生じないよう、暫定システムによる対応準備を進めるなど、制度の円滑・安定的な運営を図ることができた。</p> <p>○ 以上のとおり、退職手当金の給付事務の効率化や電子届出システムの利用促進等に積極的に取り組むことで、共済契約者及び機構における事務負担の軽減、利用者サービスの向上に貢献するとともに、平成 28 年 4 月の共済法改正に伴う制度改正に適時・適切に対応したこと等により、制度の安定的な運営に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>○ この他、利用者の手続き面での利便性向上を図る観点から、利用者の意向を踏まえたマニュアルの作成・配布及びFAQの改訂等を行うとともに、FAX自動送信サービス及びナビダイヤルを導入するなど、利用者の利便性向上のための継続的な取組みを実施し、利用者の手続き面での負担軽減を図っている。</p> <p>○ また、平成 28 年 4 月に施行された改正退職手当共済法に速やかに対応できるよう、平成 27 年度においては、改正内容及び国会での審議状況について多様な手段を用いて周知するとともに、改正直後の事務手続きに影響が生じぬよう、暫定システムによる対応準備を進める等制度の円滑・安定的な運営を図り、かつ、平成 28 年度も円滑な施行を行うことができたことは大変高く評価できる。</p> <p>○ 加えて、平成 28 年度は被共済職員の 1 人あたり単位掛金額の改定時期であったが、前述の機構の積極的な周知活動等により被共済職員数は増加傾向が見込まれ、安定的な制度運営を行うことができていること等を踏まえ、厚生労働省との協議等を経て、単位掛金額を 133,500 円（▲600 円）に引き下げ、共済契約者の負担軽減を図ったことは高く評価できる。</p> <p>○ 加えて、平成 28 年度は被共済職員の 1 人あたり単位掛金額の改定時期であったが、前述の機構の積極的な周知活動等により被共済職員数は増加傾向が見込まれ、安定的な制度運営を行うことができていること等を踏まえ、厚生労働省との協議等を経て、単位掛金額を 133,500 円（▲600 円）に引き下げ、共済契約者の負担軽減を図ったことは高く評価できる。</p>
-----------	--------------------	--------------	--	---	---

			<p>周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話照会ログの分析を行い、機構ホームページとマニュアルに掲載しているFAQを見直し <p>○ 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。</p>		<p>○ 以上とおり、定量面、定性面ともに高く評価できることから、「A」評価とする。</p>	<p>○ 以上とおり、定量面、定性面ともに高く評価できることから、「A」評価とする。</p>
		(3) 平成 25 年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を 50% 以上とする。	<p>○ 平成 25 年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</p>		
(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	(4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。		<p>○ 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。</p>	<p>○ 毎年度、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。</p> <p>○ 業務委託先の事務負担の軽減を図るために、今後の業務量の増加や電子届出システムの利用率の向上等を踏まえつつ業務委託のあり方について検討を行い、平成 27 年度から、退職手当金請求書及び被共済職員退職届以外の届出について、共済契約者から機関まで直接</p>		

			提出させることとした。			
--	--	--	-------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																			
1—7	心身障害者扶養保険事業																		
業務に関連する政策・施策	VIII-1-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること							当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号										
当該項目の重要度、難易度								関連する政策評価・行政事業レビュー	平成30年度行政事業レビューシート番号 695・741										
2. 主要な経年データ																			
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）											
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
乖離状況の把握回数（計画値）	月1回	—	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	予算額（千円）	33,883,618	32,724,179	32,621,552	31,356,747	31,913,071						
乖離状況の把握回数（実績値）	—	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	決算額（千円）	33,424,908	33,134,283	32,140,916	33,901,876	33,886,319						
達成率	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	経常費用（千円）	21,064,192	21,038,852	20,947,540	21,042,125	21,240,289						
基本方針見直しの検討回数（計画値）	年1回	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	経常利益（千円）	3,145,327	4,747,445	△1,140,551	△177,545	863,628						
基本方針見直しの検討回数（実績値）	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	行政サービス実施コスト（千円）	△3,067,741	△4,733,359	1,235,471	295,015	△786,093						
達成率	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	従事人員数	6.45人	7.98人	6.63人	7.24人	7.59人						
運用環境の検証回数（計画値）	年1回	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回												
運用環境の検証回数（実績値）	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回												
達成率	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%												

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
7 心身障害者扶養 保険事業 心身障害者扶養保 険事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことによ り、心身障害者の 保護者の不安を解消 し、保護者死亡後の 心身障害者の生活安 定に寄与することを 目的とし、以下の点 に特に留意してその 適正な実施に努める こと。 なお、扶養共済制 度に関し、国におい ては、その安定的な 運営を図り、将来に わたり障害者に対す る年金給付を確実に 行うため、平成19 年度末の積立不足に 対応し、機構が定期 的に行う扶養共済制 度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、 毎年度予算編成を経 て必要な財政支援措	7 心身障害者扶養 保険事業 心身障害者扶養保 険事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことによ り、心身障害者の 保護者の不安を解消 し、保護者死亡後の 心身障害者の生活安 定に寄与することを 目的とし、以下の点 に特に留意してその 適正な実施に努める こと。 なお、扶養共済制 度に関し、国におい ては、その安定的な 運営を図り、将来に わたり障害者に対す る年金給付を確実に 行うため、平成19 年度末の積立不足に 対応し、機構が定期 的に行う扶養共済制 度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、 毎年度予算編成を経 て必要な財政支援措	<主な定量的指標> ① 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離について、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。 ② 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、引き続き、機構ホームページで公表した。なお、同基本方針については、毎年度、外部有識者からなる資産運用委員会で検討を行い、平成26年度の委員会において見直しが必要と判断されたことから、平成27年4月1日付で見直しを実施した。 ③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 毎月、基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理するとともに、その管理状況について、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。	<自己評価> 評定：B ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、各年度、外部有識者からなる財務状況検討会において、前年度の決算を踏まえた財務状況の検証を行った。また、検証結果を取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公表を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。 ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、毎年度、外部有識者からなる資産運用委員会を開催し、扶養保険資金の運用に関する基本方針の検討や基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行った。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 その結果、運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク收益率を確保するとともに、中期目標期間において、資産合計で4.06%の運用利回りを確保した。 ○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。	評定：B <評定に至った理由> ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図るため、平成13年度以降毎年度、外部有識者から構成される「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」において、心身障害者扶養保険財政将来予測を実施している。各年度においては、前年度の決算データに基づき、将来予測を行った。その検証結果については、報告書としてとりまとめ、厚生労働省、都道府県、指定都市へ報告するとともに、障害者団体へ説明、当法人ホームページにおいて公表している。 ○ 扶養保険資金の運用については、資産運用の外部専門家で構成する資産運用委員会の議を経た上で策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において定められた基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用している。 また、各年度においては、各資産とも概ね資産毎のベンチマーク收益率を確保している。 ○ 運用におけるリスク管理については、毎月1回、運用受託機関からの報告に基づき、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離	評定：B <評定に至った理由> ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図るため、平成13年度以降毎年度、外部有識者から構成される「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」において、心身障害者扶養保険財政将来予測を実施している。各年度においては、前年度の決算データに基づき、将来予測を行った。その検証結果については、報告書としてとりまとめ、厚生労働省、都道府県、指定都市へ報告するとともに、障害者団体へ説明、当法人ホームページにおいて公表している。 ○ 扶養保険資金の運用については、資産運用の外部専門家で構成する資産運用委員会の議を経た上で策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において定められた基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用している。 また、各年度においては、各資産とも概ね資産毎のベンチマーク收益率を確保している。 ○ 運用におけるリスク管理については、毎月1回、運用受託機関からの報告に基づき、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離

<p>置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 	<p>○ 每年9月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、前年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明及び機構ホームページでの公表を実施した。</p>	<p>その結果、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、毎年度平均94%の出席者から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>さらに、地方公共団体の事務処理の円滑化を図るために、機構の自主的な対応として、機関と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、各年度における、年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の割合が第2期中期目標期間の実績を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>状況を確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構のホームページにおいて公表するとともに、外部有識者からなる資産運用委員会で検証を行っている。なお、平成26年度の同委員会において見直しが必要と判断されたことから、見直しを行っている。 ○ 生命保険契約における運用実績については、各年度において、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行っている。また、その結果を踏まえ、財務状況検討会においても検証している。 ○ 障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、地方公共団体の事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応し、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査（平成25年度～28年度の各年度実施）において、回答者の9割以上から「満足した」との回答を得ている。 	<p>状況を確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構のホームページにおいて公表するとともに、外部有識者からなる資産運用委員会で検証を行っている。なお、平成26年度の同委員会において見直しが必要と判断されたことから、見直しを行っている。 ○ 生命保険契約における運用実績については、各年度において、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行っている。また、その結果を踏まえ、財務状況検討会においても検証している。 ○ 障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、地方公共団体の事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応し、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査（平成25年度～28年度の各年度実施）において、回答者の9割以上から「満足した」との回答を得ている。また、全国の特別支援学校等に対して広報の協力依頼を実施のうえ、パンフレットを
--	--	---	--	---	--	--

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度、運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行うとともに、その運用状況について、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。 	<p>ては、全国の特別支援学校等に対して広報の協力依頼を実施するなど、積極的に制度の周知が図られている。</p> <p>○ 以上のことから、「所期の目標を達成している」と評価できる。</p>	<p>配布とともに、障害児教育専門誌に広告を掲載する等、制度の一層の周知を図る取組みをしている。</p> <p>○ 以上のことから、「所期の目標を達成している」と評価できる。</p>
---	--	--	--	---	---

		<p>う。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。</p>	<p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、各年度において概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。なお、各年度末におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。</p> <p>《平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月（年率）》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>ベンチマーク 収益率</th><th>運用 実績</th><th>ベンチ マーク差</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">H 25</td><td>国内債券</td><td>0.58%</td><td>0.55%</td><td>-0.03%</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>18.56%</td><td>18.63%</td><td>+0.07%</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>15.28%</td><td>15.16%</td><td>-0.12%</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>32.43%</td><td>32.00%</td><td>-0.43%</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td>0.04%</td><td>0.06%</td><td>+0.02%</td></tr> <tr> <td rowspan="5">H 26</td><td>国内債券</td><td>2.97%</td><td>2.96%</td><td>-0.01%</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>30.69%</td><td>30.73%</td><td>+0.04%</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>12.28%</td><td>12.21%</td><td>-0.07%</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>23.54%</td><td>23.31%</td><td>-0.23%</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td>0.03%</td><td>0.05%</td><td>+0.02%</td></tr> <tr> <td rowspan="5">H 27</td><td>国内債券</td><td>5.40%</td><td>5.44%</td><td>+0.03%</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>△10.82%</td><td>△10.60%</td><td>+0.22%</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>△2.74%</td><td>△2.74%</td><td>0.00%</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>△8.64%</td><td>△8.59%</td><td>-0.06%</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">H 28</td><td>国内債券</td><td>△1.16%</td><td>△1.15%</td><td>+0.01%</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>14.69%</td><td>14.83%</td><td>+0.13%</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>△5.41%</td><td>△5.43%</td><td>-0.02%</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>14.51%</td><td>14.02%</td><td>-0.49%</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">H 29</td><td>国内債券</td><td>0.90%</td><td>0.91%</td><td>+0.01%</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>15.87%</td><td>15.95%</td><td>+0.09%</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>4.23%</td><td>4.19%</td><td>-0.04%</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>8.47%</td><td>8.05%</td><td>-0.41%</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率 ※平成 26 年度の資産運用委員会において、</p>		ベンチマーク 収益率	運用 実績	ベンチ マーク差	H 25	国内債券	0.58%	0.55%	-0.03%	国内株式	18.56%	18.63%	+0.07%	外国債券	15.28%	15.16%	-0.12%	外国株式	32.43%	32.00%	-0.43%	短期資産	0.04%	0.06%	+0.02%	H 26	国内債券	2.97%	2.96%	-0.01%	国内株式	30.69%	30.73%	+0.04%	外国債券	12.28%	12.21%	-0.07%	外国株式	23.54%	23.31%	-0.23%	短期資産	0.03%	0.05%	+0.02%	H 27	国内債券	5.40%	5.44%	+0.03%	国内株式	△10.82%	△10.60%	+0.22%	外国債券	△2.74%	△2.74%	0.00%	外国株式	△8.64%	△8.59%	-0.06%	短期資産				H 28	国内債券	△1.16%	△1.15%	+0.01%	国内株式	14.69%	14.83%	+0.13%	外国債券	△5.41%	△5.43%	-0.02%	外国株式	14.51%	14.02%	-0.49%	短期資産				H 29	国内債券	0.90%	0.91%	+0.01%	国内株式	15.87%	15.95%	+0.09%	外国債券	4.23%	4.19%	-0.04%	外国株式	8.47%	8.05%	-0.41%	短期資産				
	ベンチマーク 収益率	運用 実績	ベンチ マーク差																																																																																																															
H 25	国内債券	0.58%	0.55%	-0.03%																																																																																																														
	国内株式	18.56%	18.63%	+0.07%																																																																																																														
	外国債券	15.28%	15.16%	-0.12%																																																																																																														
	外国株式	32.43%	32.00%	-0.43%																																																																																																														
	短期資産	0.04%	0.06%	+0.02%																																																																																																														
H 26	国内債券	2.97%	2.96%	-0.01%																																																																																																														
	国内株式	30.69%	30.73%	+0.04%																																																																																																														
	外国債券	12.28%	12.21%	-0.07%																																																																																																														
	外国株式	23.54%	23.31%	-0.23%																																																																																																														
	短期資産	0.03%	0.05%	+0.02%																																																																																																														
H 27	国内債券	5.40%	5.44%	+0.03%																																																																																																														
	国内株式	△10.82%	△10.60%	+0.22%																																																																																																														
	外国債券	△2.74%	△2.74%	0.00%																																																																																																														
	外国株式	△8.64%	△8.59%	-0.06%																																																																																																														
	短期資産																																																																																																																	
H 28	国内債券	△1.16%	△1.15%	+0.01%																																																																																																														
	国内株式	14.69%	14.83%	+0.13%																																																																																																														
	外国債券	△5.41%	△5.43%	-0.02%																																																																																																														
	外国株式	14.51%	14.02%	-0.49%																																																																																																														
	短期資産																																																																																																																	
H 29	国内債券	0.90%	0.91%	+0.01%																																																																																																														
	国内株式	15.87%	15.95%	+0.09%																																																																																																														
	外国債券	4.23%	4.19%	-0.04%																																																																																																														
	外国株式	8.47%	8.05%	-0.41%																																																																																																														
	短期資産																																																																																																																	

			<p>短期資産は減少傾向にあり今後年金給付に必要な額のみを保有することが見込まれたため、平成27年度より基本ポートフォリオから除外している。</p>		
<p>② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金について、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。 ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①のとおり、実施した。 ○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因及び各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。 ○ 運用受託機関からの月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。 		

		託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。			
③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて隨時見直すこと。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるとときは速やかに見直しを行う。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。	○ 上記②のとおり、実施した。		
④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 なお、策定に際しては以下の点に留意すること。	④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。	○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直しているか。 ○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理	○ 上記③のとおり、実施した。 ○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行うとともに、その管理状況について、定期的にガバナンス委員会に報		

<ul style="list-style-type: none"> 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて隨時見直すこと。 <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。 <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>	<p>を行っているか。告した。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>			
---	---	--	--	--	--

		<p>て運用実績を確認する等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。 <p>○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>その結果、会議後のアンケート調査において、毎年度平均 94% の出席者から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>《アンケート調査結果》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>「満足した」の回答率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>93%</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>96%</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>98%</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>95%</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>90%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換及び情報交換を行った。 ○ 事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布した。 ○ 平成 28 年度からは、厚生労働省及び文部科学省と連携し、全国の特別支援学校等に対して広報の協力依頼を行うなど、制度のより 	年度	「満足した」の回答率	H25	93%	H26	96%	H27	98%	H28	95%	H29	90%	
年度	「満足した」の回答率																
H25	93%																
H26	96%																
H27	98%																
H28	95%																
H29	90%																

		<p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p> <p>一層の周知を図る取組みを実施した。</p> <p>○ 地方公共団体における事務処理の円滑化を図るため、機構の自主的な対応として、地方公共団体に対して加入者名簿を送付し、加入者及び保険対象障害者の現況調査・確認を行い、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合を行うとともに、年金給付金等の請求遅延・遗漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。その結果、各年度における年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の割合が第2期中期目標期間の実績（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止につながった。</p> <p>《年金請求までに時間を要したケースの割合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>2.03%</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>1.65%</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>1.70%</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>3.32%</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>2.69%</td></tr> </tbody> </table>	年度	割合	H25	2.03%	H26	1.65%	H27	1.70%	H28	3.32%	H29	2.69%		
年度	割合															
H25	2.03%															
H26	1.65%															
H27	1.70%															
H28	3.32%															
H29	2.69%															

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1—8	福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET 事業)													
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 11 号							
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696							
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	予算額（千円）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
年間ヒット件数 (計画値)	7,000 万件 以上	—	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上	予算額（千円）	—	—	—	—	—	
年間ヒット件数 (実績値)	—	14,384 万件	7,588 万件	8,768 万件	8,781 万件	10,144 万件	12,940 万件	決算額（千円）	—	—	—	—	—	
達成度	—	—	108.4%	125.3%	125.4%	144.9%	184.9%	経常費用（千円）	—	—	—	—	—	
利用者満足度 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	経常利益（千円）	—	—	—	—	—	
利用者満足度 (実績値)	—	83.1%	90.4%	94.5%	95.1%	97.0%	95.7%	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—	
達成度	—	—	100.4%	105.0%	105.7%	107.8%	106.3%	従事人員数	—	—	—	—	—	

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)									
8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。 <評価の視点> ○ 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めているか。	<主要な業務実績> ① 年間ヒット件数は毎年度7,000万件以上（平均9,644万件）、利用者の満足度指数は毎年度90%以上（平均94.5%）となり、中期計画を達成した。 <評価> ○ 基幹的な福祉医療情報の提供を拡充するとともに、提供する情報の質の向上を図るために、各年度において次の取組みを行った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">主な取組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H25</td> <td>・「介護保険最新情報」（国から地方公共団体への通知情報）の新設 ・「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の新設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H26</td> <td>・「福祉のしごとガイド（職場編）」の新設 ・「ケアマネジャーのしごとガイド」の新設 ・「WAM NET授産品・芸術品ギャラリー」（障害福祉サービス事業所自らが掲載した製品、役務及び芸術作品等の情報）の新設 ・東日本大震災に係る「被災福祉施設復興事例紹介」の新設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H27</td> <td>・子ども・子育て支援新制度及び改正介護保険法のポイントを整理した制度解説ページの新設 ・「制度解説・ハンドブック」及び「福祉のしごとガイド（資格・職</td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な取組み	H25	・「介護保険最新情報」（国から地方公共団体への通知情報）の新設 ・「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の新設	H26	・「福祉のしごとガイド（職場編）」の新設 ・「ケアマネジャーのしごとガイド」の新設 ・「WAM NET授産品・芸術品ギャラリー」（障害福祉サービス事業所自らが掲載した製品、役務及び芸術作品等の情報）の新設 ・東日本大震災に係る「被災福祉施設復興事例紹介」の新設	H27	・子ども・子育て支援新制度及び改正介護保険法のポイントを整理した制度解説ページの新設 ・「制度解説・ハンドブック」及び「福祉のしごとガイド（資格・職	<自己評価> 評定：B ○ WAM NET事業においては、国の政策動向や利用者からの要望などを踏まえ、毎年度新たなコンテンツを新設するとともに、月刊誌WAMに掲載された福祉・医療分野における経営のための特集記事から有益な情報を集約し、「福祉医療経営情報」コンテンツ及び「連載コラム」コンテンツに掲載するなど、提供する情報の質の向上を図った結果、年間ヒット件数は各年度において中期計画の目標値を大きく上回る実績（中期目標期間における達成度平均：137.8%）をあげることができた。 ○ 利用状況調査の結果等を踏まえ、WAM NETレイアウトの全面リニューアルや「授産品・芸術品ギャラリー」コンテンツにおける機能追加を行うなど、利用者の利便性の向上を図った結果、各年度の利用者満足度についても、中期計画の目標値を上回る（中期目標期間における達成度平均：105.0%）ことができた。 ○ 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正により、法人の事業運営の透明性を確保する目的で整備することとされた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築に向け、厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的に開催し、各機能の設計及びプログラム構築を行った。 また、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者に対するシステムの試行運用を実施するとともに、都道府県及び所轄庁を対象とした本番稼働前説明会を開催したうえで、平成29年6月から本格稼働を開始した。 ○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス情報等情報公表制度が創設されたことに伴い、WAM NETの障害福祉サービス事業者情報システムを改修し、当該情報公表制度を運用することとされ	評定：B <評定に至った理由> ○ 国の政策動向や利用者からの要望などを踏まえ、毎年度新たなコンテンツを新設するとともに、平成28年熊本地震の発生に伴う「熊本地震関連情報」コンテンツを新設するなど、提供する情報の質の向上を図った。 ○ これらの取組みにより、年間ヒット件数は、中期計画の目標値（7,000万件）を大幅に上回り、平均達成率は126%となるとともに、利用者満足度も中期計画の目標値（90%）を上回り、平均達成率は105%となっている。 なお、これらの定量目標は前中期目標期間の最終年度実績を基に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」による事業重点化の影響を勘案し設定したものであり妥当である。	評定：B <評定に至った理由> ○ 国の政策動向や利用者からの要望などを踏まえ、毎年度新たなコンテンツを新設するとともに、平成28年熊本地震の発生に伴う「熊本地震関連情報」コンテンツを新設するなど、提供する情報の質の向上を図った。 ○ これらの取組みにより、年間ヒット件数は、中期計画の目標値（7,000万件）を大幅に上回り、平均達成率は137.8%となるとともに、利用者満足度も中期計画の目標値（90%）を上回り、平均達成率は105%となっている。 なお、これらの定量目標は前中期目標期間の最終年度実績を基に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」による事業重点化の影響を勘案し設定したものであり妥当である。	評定：B <評定に至った理由> ○ また、社会福祉法の改正により、法人の運営の透明性を確保する目的で整備を図ることとされた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築に向け、厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的に開催し、各機能の設計及びプログラム構築等を経て、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者に対するシス
年度	主な取組み														
H25	・「介護保険最新情報」（国から地方公共団体への通知情報）の新設 ・「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の新設														
H26	・「福祉のしごとガイド（職場編）」の新設 ・「ケアマネジャーのしごとガイド」の新設 ・「WAM NET授産品・芸術品ギャラリー」（障害福祉サービス事業所自らが掲載した製品、役務及び芸術作品等の情報）の新設 ・東日本大震災に係る「被災福祉施設復興事例紹介」の新設														
H27	・子ども・子育て支援新制度及び改正介護保険法のポイントを整理した制度解説ページの新設 ・「制度解説・ハンドブック」及び「福祉のしごとガイド（資格・職														

				<p>種編／職場編)」の全面改定 ・マイナンバー法施行に伴う、障害福祉サービス事業所情報等に掲載している法人情報へのマイナンバー(法人番号)併記</p>											
		H28		<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本地震関連情報」の新設 ・「生活困窮者自立支援制度関連情報」の新設 ・「心身障害者扶養共済制度関連情報」の新設 ・月刊誌WAMの特集記事の集約・掲載 		<p>たことから、国と連携を図りながら、システムの設計内容を確定のうえ、調達仕様のスケジュールに基づき着実にシステムの改修を実施し、平成30年度からの運用に向けた準備を整えることができた。</p>									
		H29		<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の本格稼働に伴う「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」の新設 ・「介護ロボット関連情報」の新設 ・経営サポートセンターが公表したリサーチレポートを掲載する「SC Research Report」の新設 		<p>○ 経営サポートセンターにおいて、WAM NET基盤を活用のうえ、各種アンケート調査を円滑かつ効率的に実施するとともに、各事業においては、WAM NETのメール一括配信機能を活用し、提供すべき情報を迅速かつ安全に発信したほか、機構内の各担当部署と外部団体との連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援するなど、WAM NET基盤を業務横断的・積極的に活用することで、国の福祉保健医療に関する施策の推進及び機構業務の効率化を実現するとともに、利用者サービスの大幅な向上を図ることができた。</p>									
				<p>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 利用状況調査の結果等を踏まえ、利用者の利便性の向上を図るため、各年度において次の取組みを行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">主な取組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H25</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多い行政情報について、閲覧ランキングの設置 ・更新情報をいち早く提供するためのRSS配信の開始 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H26</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・Twitterの開始 ・スマートフォンサイトのリニューアル </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H27</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「イベント・セミナー情報」コーナーへWeb上で直接掲載申込みができる機能の追加 ・「行政情報閲覧ランキング」及び「都道府県RSS」(都道府県ホームページの更新情報)のリニューアル </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H28</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の「見やすさ」及び「探しやすさ」の更なる向上を図るためのWAM NETレイアウトの全面リニューアル ・「授産品・芸術品ギャラリー」における授産品等の掲載情報に係るRSS機能の追加 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な取組み	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多い行政情報について、閲覧ランキングの設置 ・更新情報をいち早く提供するためのRSS配信の開始 	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・Twitterの開始 ・スマートフォンサイトのリニューアル 	H27	<ul style="list-style-type: none"> ・「イベント・セミナー情報」コーナーへWeb上で直接掲載申込みができる機能の追加 ・「行政情報閲覧ランキング」及び「都道府県RSS」(都道府県ホームページの更新情報)のリニューアル 	H28	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の「見やすさ」及び「探しやすさ」の更なる向上を図るためのWAM NETレイアウトの全面リニューアル ・「授産品・芸術品ギャラリー」における授産品等の掲載情報に係るRSS機能の追加 	<p>テムの試行運用を実施するなど、平成29年6月からの本格稼働に向けた準備を整えた。</p> <p>○ 以上のとおり、定量面では全ての目標を達成しており、定性面でも、法改正に対応すべく国と密接に連携してシステム整備を進めていることは評価できることから、「B」と評価する。</p>
年度	主な取組み														
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多い行政情報について、閲覧ランキングの設置 ・更新情報をいち早く提供するためのRSS配信の開始 														
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・Twitterの開始 ・スマートフォンサイトのリニューアル 														
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・「イベント・セミナー情報」コーナーへWeb上で直接掲載申込みができる機能の追加 ・「行政情報閲覧ランキング」及び「都道府県RSS」(都道府県ホームページの更新情報)のリニューアル 														
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の「見やすさ」及び「探しやすさ」の更なる向上を図るためのWAM NETレイアウトの全面リニューアル ・「授産品・芸術品ギャラリー」における授産品等の掲載情報に係るRSS機能の追加 														
						<p>○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス情報等情報公表制度が創設されたことに伴い、WAM NETの障害福祉サービス事業者情報システムを改修し、当該情報公表制度を運用することとしたことから、平成30年度からの運用に向けた準備を整えた。</p> <p>○ 以上のとおり、定量面では全ての目標を達成しており、定性面でも、法改正に対応すべく国と密接に連携してシステム整備を進めていることは評価できることから、「B」と評価する。</p>									

			H29	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政情報」におけるレイアウト見直し及び検索機能の強化 ・TwitterでWAM NETコンテンツ紹介を毎月配信 											
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET基盤を活用しているか。			<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。 ○ 退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問合せに対応し、電子届出業務の円滑な実施を支援した。 ○ WAM NETのメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業の助成先団体等向けのメールマガジン及び退職手当共済事業の電子届出システムの利用者に向けたお知らせを配信した。 ○ 経営サポートセンターと連携し、WAM NET基盤を活用して、次の調査を円滑かつ効率的に実施した。 <table border="1" data-bbox="1079 954 1651 2055"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度診療報酬改定等の影響に関するアンケート </td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート ・社会福祉法人経営動向調査 </td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 ・平成28年度診療報酬改定に係るアンケート調査 ・保育人材に関するアンケート調査 </td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・改正社会福祉法への対応状況に関するアンケート調査 ・特別養護老人ホーム開設時実態に関するアンケート調査 ・療養病床に関するアンケート調査 ・入居者確保に関するアンケート調査 ・特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 </td> </tr> </tbody> </table> 	年度	調査	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度診療報酬改定等の影響に関するアンケート 	H27	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート ・社会福祉法人経営動向調査 	H28	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 ・平成28年度診療報酬改定に係るアンケート調査 ・保育人材に関するアンケート調査 	H29	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・改正社会福祉法への対応状況に関するアンケート調査 ・特別養護老人ホーム開設時実態に関するアンケート調査 ・療養病床に関するアンケート調査 ・入居者確保に関するアンケート調査 ・特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 	
年度	調査														
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度診療報酬改定等の影響に関するアンケート 														
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート ・社会福祉法人経営動向調査 														
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 ・平成28年度診療報酬改定に係るアンケート調査 ・保育人材に関するアンケート調査 														
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・改正社会福祉法への対応状況に関するアンケート調査 ・特別養護老人ホーム開設時実態に関するアンケート調査 ・療養病床に関するアンケート調査 ・入居者確保に関するアンケート調査 ・特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 														

- WAM NET 基盤を活用して、次の連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構の各担当部署と外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援した。

年度	掲示板
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・WAM助成連絡システム（NP Oリソースセンター） ・扶養保険事業連絡システム（扶 養保険課） ・特約火災連絡掲示板及び団体信 用生命保険連絡掲示板（顧客業 務部） ・決算関係連絡掲示板システム (経理部)
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・経営セミナー連絡用掲示板（経 営サポートセンター）
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当共済事業連絡用掲示板 (共済部)

- 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正（平成 28 年 3 月 31 日成立）により、社会福祉法人における事業運営の透明性の向上を図るため、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を構築することとなり、システムの構築にあたっては、情報の一元化やシステム構築期間を考慮し、WAM NET 基盤を活用することが決定された。

平成 27 年度においては、厚生労働省及び機構の職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書及び調達仕様書を作成のうえ、一般競争入札にて設計・開発業者を選定した。

平成 28 年度においては、引き続きプロジェクト会議を定期的に開催し、各機能の基本設計・詳細設計を経て、プログラムの構築を完了した。

また、当該システムの安定的及び効率的な運用を行うため、平成 28 年 10 月から都道府県及び所轄庁を対象とした試行運用前説明会を全国 8 か所（24 回）で開催するとともに、

			<p>平成 29 年 1 月から社会福祉法人及び所轄庁等の関係者によるシステムの試行運用を実施した</p> <p>平成 29 年度においては、試行運用で寄せられた課題や要望等に基づき、適切にシステム改善を実施するとともに、都道府県及び所轄庁を対象とした本番稼働前説明会を全国 7 か所（18 回）で開催したうえで、6 月から本格稼働を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）において、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことに伴い、WAM NET の障害福祉サービス事業所情報システムを改修し、当該情報公表制度を運用することが決定されたため、平成 29 年度においては、国と連携を図りつつ、システム改修に係るシステム要件定義書及び調達仕様書を作成のうえ、一般競争入札にて設計・開発業者を選定し、システム改修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の縮減の観点から自己収入の確保について、広告収入等の拡大に努めているか。 																				
(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。	(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。		<p>○ 自己収入の拡大を図るため、WAM NET の利用登録機関に対して配信するメールマガジンにおいて、バナー広告の募集を行うとともに、WAM NET の「バナー広告掲載のご案内」ページや「バナー広告掲載のチラシ」をわかりやすく改善したうえで PRを行った。</p> <p>《自己収入の実績》 (件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>収入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>44</td> <td>8,043</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>48</td> <td>7,673</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>41</td> <td>6,404</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>44</td> <td>4,179</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>51</td> <td>4,250</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	収入額	H25	44	8,043	H26	48	7,673	H27	41	6,404	H28	44	4,179	H29	51	4,250		
年度	件数	収入額																					
H25	44	8,043																					
H26	48	7,673																					
H27	41	6,404																					
H28	44	4,179																					
H29	51	4,250																					

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1—9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業													
業務に関連する政策・施策						当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号							
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	なし							
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
								予算額（千円）	(年担) 2,512,819 (労担) 35,065	(年担) 2,441,996 (労担) 31,798	(年担) 2,115,234 (労担) 32,476	(年担) 1,643,866 (労担) 25,393	(年担) 1,541,388 (労担) 24,523	
								決算額（千円）	(年担) 2,386,222 (労担) 33,538	(年担) 2,214,083 (労担) 32,199	(年担) 1,634,632 (労担) 25,346	(年担) 1,505,677 (労担) 23,849	(年担) 1,321,648 (労担) 21,785	
								経常費用（千円）	(年担) 2,317,729 (労担) 31,591	(年担) 2,094,950 (労担) 32,995	(年担) 1,672,302 (労担) 26,303	(年担) 1,475,519 (労担) 23,927	(年担) 1,262,733 (労担) 21,073	
								経常利益（千円）	(年担) 44,056 (労担) 868	(年担) 118,060 (労担) △2,580	(年担) 16,424 (労担) △1,424	(年担) △130,191 (労担) △3,930	(年担) △103,859 (労担) △3,198	
								行政サービス実施コスト（千円）	(年担) △93,168 (労担) 32,823	(年担) △253,471 (労担) 20,251	(年担) △19,574 (労担) △1,428	(年担) 130,964 (労担) 6,580	(年担) 100,306 (労担) 4,967	
								従事人員数	(年担) 16.98 人 (労担) 0.32 人	(年担) 16.03 人 (労担) 0.31 人	(年担) 16.35 人 (労担) 0.32 人	(年担) 16.36 人 (労担) 0.32 人	(年担) 16.80 人 (労担) 0.35 人	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																	
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)																																
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 《貸付実績》 (件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">年金担保貸付</th> <th colspan="2">労災年金担保貸付</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>159,793</td> <td>115,683</td> <td>2,409</td> <td>2,680</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>135,931</td> <td>92,088</td> <td>2,175</td> <td>2,312</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>102,046</td> <td>56,015</td> <td>1,555</td> <td>1,314</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>91,221</td> <td>49,453</td> <td>1,395</td> <td>1,144</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>76,657</td> <td>38,497</td> <td>1,148</td> <td>922</td> </tr> </tbody> </table>	年度	年金担保貸付		労災年金担保貸付		件数	金額	件数	金額	H25	159,793	115,683	2,409	2,680	H26	135,931	92,088	2,175	2,312	H27	102,046	56,015	1,555	1,314	H28	91,221	49,453	1,395	1,144	H29	76,657	38,497	1,148	922	<自己評価> 評定：B ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、見直しの基本方針等を受けて平成 25 年 3 月に国が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、平成 26 年 12 月に制度改正を実施した結果、平成 29 年度における貸付実績は、年金担保貸付事業で 76,657 件 38,497 百万円、労災年金担保貸付事業で 1,148 件 922 百万円となり、事業規模の縮減を図った。 ○ 制度変更による影響を含めて、毎月貸付実行等に係るデータの動向を整理・分析して厚生労働省に提供するなど、今後の年金担保貸付事業のあり方に係る検討に寄与した。 また、年金担保貸付事業について、廃止計画等で指摘された内容をめぐる検証、年金担保貸付事業の進化及び今日的な必要性を整理した「福祉医療機構の考え方」を厚生労働省の関係部署に説明するとともに、事業実施主体として年金担保貸付制度の必要性及び代替制度のあり方について意見交換を行った。 ○ 年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者 10,000 人を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった 3,672 件（回答率 36.7%）について集計・分析を行い、その結果から把握した利用者の実態、制度改正の効果、制度の必要性及び代替制度のあり方などを厚生労働省の関係部署に報告するとともに、アンケート調査報告書及び概要版を機構ホームページで公表した。 ○ 第 4 期中期目標を踏まえ、利用者や窓口現場が混乱しないよう、今後の対応に関する受託金融機関あての事務連絡を厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ、平成 30 年 3 月上旬に発出し、受託金融機関における窓口対応の周知徹底を図った。 また、新規貸付の終了に向けて、利用者や	評定：B <評定に至った理由> ○ 当該事業における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定 総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等、十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。 ○ 「年金担保貸付事業廃止計画」に基づき、平成 26 年 12 月に制度改正を行うなどして事業縮減を図り、制度改正前の平成 25 年度と比べると、貸付件数で約 43%、貸付金額で約 57% の削減を図ることができた。 <今後の課題> ○ 事業の円滑な廃止に向けて、国と連携して引き続き「年金担保貸付事業廃止計画」に従った適切な措置等を講じる事を期待する。	評定：B <評定に至った理由> ○ 当該事業における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定 総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等、十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。 ○ 利用者からの意見の集約や受託金融機関との意見交換などを行った上で、国と連携して事業の円滑な廃止に向けた取組を推進した。
年度	年金担保貸付		労災年金担保貸付																																					
	件数	金額	件数	金額																																				
H25	159,793	115,683	2,409	2,680																																				
H26	135,931	92,088	2,175	2,312																																				
H27	102,046	56,015	1,555	1,314																																				
H28	91,221	49,453	1,395	1,144																																				
H29	76,657	38,497	1,148	922																																				

<p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p>	<p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じているか。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、中期目標期間中の損益が均衡するような適正な金利水準とするため、貸付金利の検証を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 10 月に、平成 26 年度上半期の執行状況及び平成 26 年 12 月の制度改正等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、平成 26 年 12 月からの貸付金利の引上げを決定 ・ 平成 28 年 2 月に、直近までの執行状況等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、平成 28 年 4 月からの貸付金利の引上げを決定 ・ 平成 29 年 7 月に、直近までの執行状況等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、平成 29 年 9 月からの貸付金利の引上げを決定 ○ 上記の結果、平成 29 年度決算において、中期目標期間中の損益が均衡するよう前中期目標期間繰越積立金を取り崩したことにより、年金担保貸付事業は当期総損失 20 百万円を予定どおり計上し、労災年金担保貸付事業は損益が均衡するなど、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより、安定的で効率的な業務運営を実施した。 ○ 「独立行政法人の事業・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。 	<p>窓口現場に混乱を生じさせない対応として、各広報媒体の見直し案を作成し、平成 30 年夏以降の周知広報に間に合うよう厚生労働省との協議に向けた準備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動については、利用者等から平成 26 年 12 月の制度改正に伴う問い合わせが寄せられていることから、引き続き制度改正の内容及び他の公的貸付制度を周知するためのパンフレットを作成し、受託金融機関のほか、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に協力を依頼することにより、利用者等に対して幅広く広報することができた。 また、廃止計画への対応をめぐる厚生労働省との協議を踏まえ、平成 29 年度以降のパンフレットに生活困窮者自立支援制度の紹介及び相談窓口等を新たに掲載することとした。 ○ 電話による問い合わせに対しては、平成 27 年 3 月に自動応答システムを導入し、一般的な制度に対する照会については 24 時間 365 日の案内を行うとともに、利用者から多く寄せられる借入限度額についての問い合わせに対しては、機構ホームページに融資限度額計算シミュレーションを設けるなど、引き続き利用者サービスの向上を図った。 ○ 貸付金利の設定にあたっては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより、安定的かつ効率的な業務運営を実施することができた。 <p><課題と対応></p> <p>新規貸付の終了に向けて、利用者や窓口現場に混乱が生じないよう、国と連携して必要な周知広報を実施する。</p>	
---	--	--	--	--	--

		<p>の内容について厚生労働省の関係部署と共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年 12 月に行った制度変更後における年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者 10,000 人を対象にアンケート調査を実施し、平成 22 年度に実施したアンケート調査の回答率の 17.8% を大きく上回る 36.7% の回答が得られた。 <p>なお、アンケートの集計・分析結果については、厚生労働省の関係部署へ報告するとともに、機構ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 4 期中期目標を踏まえ、利用者や窓口現場が混乱しないよう、今後の対応に関する受託金融機関あての事務連絡を厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ、平成 30 年 3 月上旬に発出した。 <p>また、新規貸付の終了に向けて、利用者や窓口現場に混乱を生じさせない対応として、各広報媒体の見直し案を作成し、平成 30 年夏以降の周知広報に間に合うよう厚生労働省との協議に向けた準備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成 26 年 12 月に貸付限度額の引下げ、返済額の上限の引下げ及び聰明資料による資金用途、必要額の確認などの制度変更を行った。 <p>なお、制度変更前の実績と直近の実績を比較すると、平均返済額が 5.8 万円から 4.0 万円 ($\triangle 1.8$ 万円) に、年金受給額に占める返済額の割合の平均は 33.1% から 21.6% ($\triangle 11.5\%$) になっており、利用者にとって無理のない返済に配慮した適切な制度運用を行った。</p> <p>また、1 回あたりの返済額が 1 万円～6 万円の範囲の階級に分布する者については、平成 22 年度のアンケート調査では 48.8% であったが平成 28 年度のアンケート調査では 77.4% に上昇しており、制度変更により利用者にとって無理のない返済となっていることが確認できた。</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p>	<p>○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更については、次のとおり変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。</p> <table border="1" data-bbox="1051 332 1518 631"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>変更承認件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>1,205 件</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>1,078 件</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>975 件</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>429 件</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>332 件</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 災害に伴う貸付条件変更については、災害救助法の適用となった災害に対する返済猶予等の措置について機構ホームページに掲載し、利用者からの申請に適切に対応した。</p>	年度	変更承認件数	H25	1,205 件	H26	1,078 件	H27	975 件	H28	429 件	H29	332 件	
年度	変更承認件数														
H25	1,205 件														
H26	1,078 件														
H27	975 件														
H28	429 件														
H29	332 件														
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。</p> <p>○ 年金担保貸付制度及び他の公的貸付制度の周知のため、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等にパンフレットを配布するとともに、機構ホームページで公表し、年金担保貸付利用者等に対して、多重債務等の相談窓口や専門機関への相談につなげるための情報提供を行った。</p> <p>なお、平成 26 年度から、制度変更の内容、他の公的制度の周知を図るとともに、制度変更以降、利用者から問い合わせが多かった資金使途について、パンフレットの確認資料の例示を分かりやすい内容に見直した。</p> <p>また、廃止計画を受けた対応をめぐる厚生労働省との協議を踏まえ、平成 29 年度以降のパンフレットに生活自立支援制度の紹介及び相談窓口等を新たに掲載することとした。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談について、平成 27 年 3 月に自動応答システムを導入し、一般的な問い合わせについては 24 時間 365 日の案内を行う体制を整備した。 ・ 利用者から問合せの多い融資限度額の算定方法について、平成 27 年度から機構ホー 													

			<p>ムページに「融資限度額シミュレーション」を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。 ○ 事務処理方法の変更等については、随时、受託金融機関に通知文書を送付し周知を図るとともに、適時、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、制度変更の内容及び変更後の注意事項等について周知徹底した。 		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—10	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務					
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	なし	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸付先の財務状況等把握回数（計画値）	年1回	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		予算額（千円）	2,750,618	2,521,075	2,233,473	1,644,162	1,793,472
貸付先の財務状況等把握回数（実績値）	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		決算額（千円）	2,430,545	2,276,871	2,015,933	1,828,167	1,690,661
達成度	一	一	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		経常費用（千円）	2,482,634	3,439,168	2,208,382	1,869,455	1,666,995
債権分類の実施回数（計画値）	年1回	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		経常利益（千円）	41,127,033	34,027,382	29,904,450	25,129,068	20,784,708
債権分類の実施回数（実績値）	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		行政サービス実施コスト（千円）	△32,419,680	△28,996,734	△29,907,890	△24,820,653	△21,272,536
達成度	一	一	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		従事人員数	25.43人	26.40人	27.18人	27.47人	26.27人
保証履行能力の把握回数（計画値）	年1回	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
保証履行能力の把握回数（実績値）	一	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
達成度	一	一	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。 ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。 ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っていいるか。	<主な定量的指標> ① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析等を実施し、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。 ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類等を実施し、中期計画を達成した。 ③ 転貸債権に係るローン保証会社について保証能力の把握等を実施し、中期計画を達成した。	<主要な業務実績> ① 每年度、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時・適切な回収という観点から、破綻した転貸貸付先に係る正常返済者の債権については、関係機関と調整を行いつつ、当該正常返済者を訪問し説明を行い、平成28年度に受託金融機関への債権譲渡等手続きを完了した。 さらに、条件緩和中または条件緩和終了後の貸付先について、条件緩和中の経営状況や条件緩和終了後の業況改善状況を踏まえた交渉を重ね、一部繰上償還のうち全額繰上償還されるなど、公的年金の給付財源の確保に大きく寄与した。 ○ 平成29年度に第三者弁済契約の期限等が到来することを受けて、その後の対応に係る関係者との調整を重ねた結果、平成26年度に基本方針を関係金融機関、関係転貸法人等に提示することができた。 その後、基本方針を踏まえた関係者の間での協議が継続され、特に、単独では10年間の存続が難しい7つの転貸法人については調整のうえ、新設合併という新たな方向性が見出されることとなり、平成27年度末には全ての関係金融機関及び関係転貸法人との合意を得ることができ、さらに調整を重ねた結果、平成28年度に正式に基本合意書が締結された。 平成29年度においては、平成29年9月及び平成30年3月の2回にわたり、延べ451の関係機関との契約更新等を滞りなく完了させるとともに、平成30年4月2日の新法人発足に向け、必要な実務対応、法的手続き等を円滑に進めた。 ○ 全額債務保証を行っている受託金融機関に	<自己評価> 評定：B ○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行い、適切な債権管理を図ることができた。 ○ 適時・適切な回収という観点から、破綻した転貸貸付先に係る正常返済者の債権については、関係機関と調整を行いつつ、当該正常返済者を訪問し説明を行い、平成28年度に受託金融機関への債権譲渡等手続きを完了した。 さらに、条件緩和中または条件緩和終了後の貸付先について、条件緩和中の経営状況や条件緩和終了後の業況改善状況を踏まえた交渉を重ね、一部繰上償還のうち全額繰上償還されるなど、公的年金の給付財源の確保に大きく寄与した。 ○ 平成29年度に第三者弁済契約の期限等が到来することを受けて、その後の対応に係る関係者との調整を重ねた結果、平成26年度に基本方針を関係金融機関、関係転貸法人等に提示することができた。 その後、基本方針を踏まえた関係者の間での協議が継続され、特に、単独では10年間の存続が難しい7つの転貸法人については調整のうえ、新設合併という新たな方向性が見出されることとなり、平成27年度末には全ての関係金融機関及び関係転貸法人との合意を得ることができ、さらに調整を重ねた結果、平成28年度に正式に基本合意書が締結された。 平成29年度においては、平成29年9月及び平成30年3月の2回にわたり、延べ451の関係機関との契約更新等を滞りなく完了させるとともに、平成30年4月2日の新法人発足に向け、必要な実務対応、法的手手続き等を円滑に進めた。 ○ 全額債務保証を行っている受託金融機関に	評定：B <評定に至った理由> ○ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成27年5月25日改定、総務大臣決定)に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 ○ 平成28年1月より、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更し、より迅速に国の年金特別会計に納付することができた。 <今後の課題> ○ 承継年金住宅融資等債権の残高については、減少傾向が続くことから、債権残高の将来見通しを踏まえ、事業の終了を見据えた具体的な検討を行うことを期待される。	評定：B <評定に至った理由> ○ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成27年5月25日改定、総務大臣決定)に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 ○ 平成28年1月より、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更し、より迅速に国の年金特別会計に納付することができた。 ○ 単独では存続が難しいと見込まれた7つの転貸法人について、福祉医療機構が中心になって調整を行い、平成29年度に新設合併を完了することにより、今後10年間は安定的な債権回収を継続できる体制を整備できた。

<p>努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p>	<p>について、毎年度、財務諸表により財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 	<p>これらの取組みにより、平成30年度以降も安定的な回収を継続できる体制基盤を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。 ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、毎年度、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。 ○ 転貸債権に係る全てのローン保証会社について、毎年度、格付け等 (Moody's、S&P等)により保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。 ○ 延滞債権の発生の抑制を図るため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 貸出条件緩和中の貸付先等について、経営状況等を把握のうえ、余剰金による一部繰上償還を実施させた。また、条件緩和終了後には、業況改善継続基調となったことから、協議のうえ全額一括返済させることにより、債権の回収を図った。 b 私的整理を計画している貸付先について、中小企業再生支援協議会から提示された事業再生計画案の内容を踏まえ、対応方針を策定のうえ、債権者会議への出席等及び当該事案の再生支援ファンド運営会社との協議を経て債権譲渡を行った。 c 破綻した転貸貸付先に係る正常返済者の債権について、受託金融機関や債権回収会社との調整等を行い、受託金融機関への債権譲渡を行った。 d 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対する返済条件の変更及び返済猶予措置について、迅速かつ的確に対応することができた。 ○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、督促等を行うよう徹底するとともに、長期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備を進め、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。 ○ また、福祉医療機構法改正（平成27年10月施行）を受けて、平成28年1月より、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更する対応を円滑にスタートさせ、公的年金の給付財源に結び付く一層効率的な枠組を構築した。さらに、平成29年度においては、関係金融機関等との債権一部譲渡契約等を通じて、元金ベースで約683億円を回収し、国庫納付の早期化により年金給付財源に大きく寄与した。 <p>これらの取組み等によって、約9,132億円（平成25～29年度分）を国庫納付した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	--	--	---	--

		<p>更及び返済猶予措置について、迅速かつ的確に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約期限が平成 29 年度に到来することを踏まえ、次の取組みを行った。 <p>a 平成 26 年度においては、期限終了以降の基本方針等を作成のうえ、関係者に説明を行った。</p> <p>b 平成 27 年度においては、基本方針に基づき、転借人に大きな混乱を生じさせないよう関係者と協議を進めた。特に、対象となる 13 転貸法人のうち 7 法人については、単独では 10 年間の存続ができない一方関係金融機関への債権一括譲渡も難しい状況にあたため、7 法人の新設合併について交渉・協議を重ね、平成 27 年度末までに関係する全ての転貸法人及び金融機関等との 10 年間の第三者弁済契約の延長に係る合意が得られた。</p> <p>c 平成 28 年度においては、合意に基づき、平成 29 年度の契約締結に向けて、スケジュールや契約関係書類様式等について関係金融機関及び関係転貸法人と協議・調整のうえ、関係機関に提示した。</p> <p>7 法人の新設合併にあたり、関係金融機関や 7 法人等と協議・調整を行った結果、平成 28 年度末の 7 法人の理事会において、基本合意書及び平成 29 年度予算に計上する合併関連経費についての了承が得られた。</p> <p>d 平成 29 年度においては、第三者弁済契約の延長及び債権一部譲渡契約等の締結に向けて、確実な事務処理を確保する観点から、関係金融機関や関係転貸法人などに必要な情報提供を行い、協議・調整を進めた。</p> <p>その結果、平成 29 年 9 月及び平成 30 年 3 月の 2 回にわたり、関係機関との契約更新等を滞りなく完了させた。</p> <p>また、新設合併法人の設立に向けて、確実な事務処理を確保する観点から、設立準備室と協議・調整を隨時行うとともに、関</p>		
--	--	--	--	--

			<p>係 7 協会やメガバンクなどの関係者とも連携を図ることにより、平成 30 年 4 月 2 日の法人発足に向け、必要な実務対応、法的手手続き等を円滑に進めた。</p>		
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	<p>⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。</p> <p>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。</p> <p>⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させているか。 ○ 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努めているか。 ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。 	<p>○ 抵当権移転登記事務の司法書士報酬に係るマイナンバー取得に向けて、関係部署と連携して抵当権移転登記システムの改修、クラウドサービスの導入及び特定個人情報管理マニュアルの策定等を行ったうえで、マイナンバーを取得するとともに、税務申告用の支払調書データの作成及び取得したマイナンバーの的確な管理を行った。</p> <p>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、専門員及び転貸法人からの定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（年1回）を開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</p> <p>○ 早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併するための手続き等について情報提供するなどの必要な支援・調整を行ったほか、民事再生等の手続きを進めている貸付先について、受託金融機関等関係先と連携を図りつつ状況把握に努め、必要な手続きを行った。</p> <p>○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底した。</p> <p>○ 長期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備を進めるとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。</p> <p>○ 破綻した貸付先に係る債権譲渡対象者や回収が困難な長期延滞者等を現地訪問し、譲渡手続きに向けた調整や延滞者等に係る状況調査を実施した。</p>		

	(2) 承継教育資金 貸付けあっせん 業務 「独立行政法 人整理合理化計 画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議 決定)を 踏ま え、引き続き、承 継教育資金貸付 けあっせん業務 を休止するこ と。	(2) 承継教育資金 貸付けあっせん 業務 承継教育資金貸付け あっせん業務につい ては、引き続き、業務 を休止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承継教育資金貸付けあっせん業務について は、「公的年金制度の持続可能性の向上を図る ための国民年金法等の一部を改正する法律」 (平成 28 年法律第 114 号)に基づき平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止された。これに伴 い、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融 公庫と調整のうえ、契約解除の手続きを行つ た。 		
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—1	業務・システムの効率化と情報化の推進							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 業務・システム最適化計画を着	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 業務・システム最適化計画を着	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> <input type="radio"/> 業務・システムの最適化計画に基づき、経	<主要な業務実績>	<自己評価> <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持し、かつ低廉な委託業者を調達した。 <input type="radio"/> 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者を選定のうえ、プログラム構築を完了するとともに、円滑なシステムの導入を図るため、都	評定：B <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持し、かつ低廉な委託業者を調達した。 <input type="radio"/> 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者を選定のうえ、プログラム構築を完了するととも	評定：B <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持し、かつ低廉な委託業者を調達した。 <input type="radio"/> 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者を選定のうえ、プログラム構築を完了するととも	<評定に至った理由> <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持し、かつ低廉な委託業者を調達した。 <input type="radio"/> 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者を選定のうえ、プログラム構築を完了するととも	<評定に至った理由> <input type="radio"/> 業務・システム最適化計画に基づき、入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持し、かつ低廉な委託業者を調達した。 <input type="radio"/> 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者を選定のうえ、プログラム構築を完了するととも

	<p>着実に実施し、経費の節減を図ること。</p> <p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>実際に実施し、経費の節減を図る。</p> <p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。</p>	<p>費の節減等を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 第3期中期情報化推進計画に基づき、機構が行う次の事業等の情報化を計画的かつ効率的に進め、業務の実施を効率的かつ安定的に支援した。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業 ・福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET） ・退職手当共済事業 ・年金担保貸付事業 ・承継年金住宅融資等債権管理回収業務 ○ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築に向けて、平成27年度から定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者選定のための調達仕様書を作成のうえ、一般競争入札（総合評価落札方式）にて設計・開発業者を選定し、プロジェクト計画に基づき、平成28年度末までに当該システムのプログラム構築を完了した。 <p>また、当該システムの安定的及び効率的な運用を行うため、都道府県及び所轄庁を対象とした試行運用説明会を全国8か所（24回）で開催し、システムを利用する関係機関への操作周知のための研修支援を実施したうえで、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者によるシステムの試行運用を実施した。</p> <p>平成29年度においては、試行運用を通じて発見された課題及び各種要望を踏まえた対応を図り、4月から5月にかけて全国7か所（18回）で本格稼働前説明会を開催し対応状況を報告のうえ、6月から本格運用を開始するとともに、10月までに登録された財務諸表等のデータ集計を行い、平成30年3月に集計結果を公開した。</p> ○ 福祉医療貸付事業及び経営支援事業については、顧客の利便性の向上を図る観点から、事業報告様式の簡素化を行うとともに、債権管理や分析機能の強化を図るために、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築に併せて事業報告・経営分析システムの再構築を行うこととし、平成28年度に 	<p>慮した調達仕様書を作成し、経費削減を図るために、一般競争入札により業者を選定した。</p> <p>また、退職手当共済事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係るホスティング・システム運用保守業務や年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達については、更なる経費削減を図るために、複数年契約を前提とした調達仕様書を作成し、業者を選定した。</p> <p>道府県及び所轄庁を対象とした説明会の開催や社会福祉法人を始めとした都道府県や所轄庁にシステムの操作等体験のための試行運用を行い、平成29年6月から本格稼働を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進計画に基づくシステム改善では、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム等の改修を実施し、制度改正を伴うシステム処理の効率化を図るとともに、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、既存の事業報告・経営分析システムの再構築を実施し、報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど顧客の利便性向上を図った。 ○ 情報化推進化計画に基づき、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、既存の事業報告・経営分析システムの再構築を実施し、報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど顧客の利便性向上を図った。 ○ また、同計画に基づき、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム等の改修を実施し、制度改正に伴うシステム処理の効率化を図った。 ○ 情報化推進体制等の強化を図るため、情報管理担当部署の専門性向上に係る研修のほか、CIO補佐官による情報セキュリティの現状報告について機構役職員を対象に研修を実施するとともに、ICTリテラシーの向上を図るため、職員に対するOA操作研修を定期的に開催した。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>に、円滑なシステムの導入を図るために、都道府県及び所轄庁を対象とした説明会の開催や社会福祉法人を始めとした都道府県や所轄庁にシステムの操作等体験のための試行運用を行って、平成29年6月から本格運用を開始するとともに登録された財務諸表等のデータ集計を行い、集計結果を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進化計画に基づき、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、既存の事業報告・経営分析システムの再構築を実施し、報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど顧客の利便性向上を図った。 ○ また、同計画に基づき、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム等の改修を実施し、制度改正に伴うシステム処理の効率化を図った。 ○ 情報化推進体制等の強化を図るため、情報管理担当部署の専門性向上に係る研修のほか、CIO補佐官による情報セキュリティの現状報告について機構役職員を対象に研修を実施するとともに、ICTリテラシーの向上を図るため、職員に対するOA操作研修を定期的に開催した。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。 	<p>に、円滑なシステムの導入を図るために、都道府県及び所轄庁を対象とした説明会の開催や社会福祉法人を始めとした都道府県や所轄庁にシステムの操作等体験のための試行運用を行って、平成29年6月から本格運用を開始するとともに登録された財務諸表等のデータ集計を行い、集計結果を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進化計画に基づき、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、既存の事業報告・経営分析システムの再構築を実施し、報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど顧客の利便性向上を図った。 ○ また、同計画に基づき、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム等の改修を実施し、制度改正に伴うシステム処理の効率化を図った。 ○ 情報化推進体制等の強化を図るため、情報管理担当部署の専門性向上に係る研修のほか、CIO補佐官による情報セキュリティの現状報告について機構役職員を対象に研修を実施するとともに、ICTリテラシーの向上を図るため、職員に対するOA操作研修を定期的に開催した。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると
--	--	---	--	---	--	--

			<p>おいて新システムの基本設計・詳細設計等を実施し、平成 29 年 6 月から運用を開始することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。 			評価できることから「B」評価とする。																																				
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。 <p>《外部研修の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>16回</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が培ってきた専門的な知識や経験を活用し、ICT 技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、キャリアパス整備の一環として、平成 26 年度より情報システム専門職コースを新設した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する IT に関する研修等を計画的に実施しているか。 <p>○ 機構職員の ICT リテラシーの向上を図るため毎年度策定する情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等による OA 研修（e ラーニング研修（OUTLOOK の基礎等コース）、業務システム操作研修（集合研修）及び平成 26 年度から CIO 補佐官による ICT リテラシーに係る研修（集合研修）を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>OA 研修</th> <th>システム操作研修</th> <th>ICT リテラシー研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>484名</td> <td>45名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>342名</td> <td>53名</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>264名</td> <td>42名</td> <td>66名</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>268名</td> <td>93名</td> <td>66名</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>360名</td> <td>99名</td> <td>70名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ EUC に係るリスクを踏まえた組織的な管理を行うために策定した EUC 管理マニュアルに基づき、EUC 管理方法に係る担当職員向け説明会を開催するとともに、助成事業の助成金支出管理のための EUC の活用について、技術支援を行った。 	年度	回数	H25	15回	H26	16回	H27	12回	H28	9回	H29	8回	年度	OA 研修	システム操作研修	ICT リテラシー研修	H25	484名	45名	—	H26	342名	53名	50名	H27	264名	42名	66名	H28	268名	93名	66名	H29	360名	99名	70名			
年度	回数																																									
H25	15回																																									
H26	16回																																									
H27	12回																																									
H28	9回																																									
H29	8回																																									
年度	OA 研修	システム操作研修	ICT リテラシー研修																																							
H25	484名	45名	—																																							
H26	342名	53名	50名																																							
H27	264名	42名	66名																																							
H28	268名	93名	66名																																							
H29	360名	99名	70名																																							

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—2	経費の節減							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 198 百万円、業務経費は 1,003 百万円	(一般管理費) 233 (業務経費) 1,056	(一般管理費) 226 (▲3%) (業務経費) 1,045 (▲1%)	(一般管理費) 219 (▲6%) (業務経費) 1,034 (▲2%)	(一般管理費) 212 (▲9%) (業務経費) 1,024 (▲3%)	(一般管理費) 205 (▲12%) (業務経費) 1,013 (▲4%)	(一般管理費) 198 (▲15%) (業務経費) 1,003 (▲5%)	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	—	(一般管理費) 206 (業務経費) 592	(一般管理費) 203 (業務経費) 611	(一般管理費) 224 注 2(218) (業務経費) 638	(一般管理費) 183 (業務経費) 678	(一般管理費) 186 (業務経費) 976	—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度（一般管理費 233 百万円、業務経費 1,056 百万円）と比べて一般管理費は 15 %程度、業務経費は 5 %程度削減		(一般管理費) ▲11.5% (業務経費) ▲43.9%	(一般管理費) ▲12.5% (業務経費) ▲42.1%	(一般管理費) ▲3.6% 注 2(6.1%) (業務経費) ▲39.5%	(一般管理費) ▲21.5% (業務経費) ▲35.7%	(一般管理費) ▲19.8% (業務経費) ▲7.5%	
達成度	—	—	(一般管理費) 383.3% (業務経費) 4,390.0%	(一般管理費) 208.3% (業務経費) 2,105.0%	(一般管理費) 40.0% 注 2(67.8%) (業務経費) 1,316.7%	(一般管理費) 179.2% (業務経費) 892.5%	(一般管理費) 132.0% (業務経費) 150.0%	—

(注 1) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

(注 2) 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費を除いた実績値、削減率及び達成度である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 経費の節減	2 経費の節減	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5 % 程度の額を節減する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度（平成 29 年度）において、運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費について、運営費交付金の効率的な活用により基準額（平成 24 年度決算額）に対して、一般管理費は△15%、業務経費は△5% の額を削減できるよう、削減対象経費を個別に検証し、各年度効率的な執行に努めた。平成29年度末における一般管理費については、本部事務所の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△19.8%を節減し、本中期目標期間の最終年度（平成29年度）における目標を達成することができた。</p> <p>業務経費については、業務・システム最適化計画に基づく WAM NET 事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△7.5%を節減し、こちらも中期目標における目標を達成することができた。</p> <p>○ 業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減の取組みとして、以下のとおり実施した。 (平成25年度から実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ WAM NET の新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入することによる運用保守経費の削減（年間約△38,100万円） ・ 福祉医療貸付事業における預金口座振替案内等の郵送料の削減（年間約△480万円） ・ 退職手当共済事業に係る退職金の振込手数料の削減（年間約△515万円） ・ 光ファイバーによる電話回線の導入（年間約△196万円） (平成26年度から実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部事務所の賃料の削減（平成26・28・29年度それぞれ年間約△2,200万円） ・ 退職手当共済制度に係る制度等周知に要する経費の削減（e-ラーニング形式への見直し）（年間約△1,000万円） ・ 資格証明の請求等に係るオンライン申請の導入（年間約△34万円） ・ 契約期間の複数年化等による会計監査人における監査費用の削減（年間約△571万円） ・ 調達方法の見直しによる人材派遣費用の削減（年間約△424万円） (平成27年度から実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業における預金口座振替手数料等の削減（年間約△440万円） ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務における抵当権移転登記費用の削減（年間約△3,300万円） </p>	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>○ 毎年度、一般管理費及び業務経費の効率的な執行に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費については、平成 28 年度末において、本部事務所賃貸借契約の更新にあたり、賃料改定に係る交渉を行った結果、1 か月相当分の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△21.5%を節減し、 ・ 業務経費については、業務・システム最適化計画に基づく WAM NET 事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△7.5%を節減し、 <p>いずれについても今中期目標期間における最終年度において目標を大きく上回る削減を達成した。</p> <p>○ 契約の適正化については、随意契約件数の割合では上昇しているものの、金額ベースを踏まえて判断すると適正化に関する取組が図られており、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、組織のスリム化、機構独自の特別都市手</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 每年度、一般管理費及び業務経費の効率的な執行に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費については、平成 28 年度末において、本部事務所賃貸借契約の更新にあたり、賃料改定に係る交渉を行った結果、1 か月相当分の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△21.5%を節減し、 ・ 業務経費については、業務・システム最適化計画に基づく WAM NET 事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△7.5%を節減し、 <p>いずれについても今中期目標期間における最終年度において目標を大きく上回る削減を達成した。</p> <p>○ 契約の適正化については、随意契約件数の割合では上昇しているものの、金額ベースを踏まえて判断すると適正化に関する取組が図られており、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 每年度、一般管理費及び業務経費の効率的な執行に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費については、平成 28 年度末において、本部事務所賃貸借契約の更新にあたり、賃料改定に係る交渉を行った結果、1 か月相当分の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△21.5%を節減し、 ・ 業務経費については、業務・システム最適化計画に基づく WAM NET 事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△7.5%を節減し、 <p>いずれについても今中期目標期間における最終年度において目標を大きく上回る削減を達成した。</p> <p>○ 契約の適正化については、随意契約件数の割合では上昇しているものの、金額ベースを踏まえて判断すると適正化に関する取組が図られており、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その</p>
(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。						

<p>(2) 契約について は、原則として 一般競争入札等 によるものとし、 以下の取組によ り、契約の適正 化を推進するこ と。</p> <p>① 公正かつ透 明な調達手續 による適切 で、迅速かつ 効果的な調達 を実現する觀 点から、機構 が策定した 「調達等合理 化計画」に基 づく取組を着 実に実施する こと。</p> <p>② 一般競争入 札等により契 約を行う場合 であっても、 特に企画競争 や公募を行う 場合には、競 争性、透明性 が十分に確保 される方法に より実施す</p>	<p>(2) 契約について は、原則として 一般競争入札等 によるものとし、 以下の取組によ り、契約の適正 化を推進する。 ① 公正かつ透 明な調達手續 による適切 で、迅速かつ 効果的な調達 を実現する觀 点から、機構 が策定した 「調達等合理 化計画」に基 づく取組を着 実に実施する。 ② 一般競争入 札等により契 約を行う場合 であっても、 特に企画競争 や公募を行う 場合には、競 争性、透明性 が十分に確保 される方法に より実施す</p>	<p>・入札参加事業者の掘り起こしによる年金担保資金貸付システムに係るデー タ作成費用等の削減（年間約△1,753万円） (平成28年度から実施)</p> <p>・承継年金住宅融資等債権管理回収業務における業務委託費の削減（年間約 △900万円） (平成29年度から実施)</p> <p>・退職手当共済事業における退職手当金給付事務の見直しにより、繁忙期(4 月～8月)における超過勤務時間の削減（昨年度比46%）</p> <p>○ 平成 25 年度及び平成 26 年度においては、「随意契約の見直し計画」(平成 22 年 4 月策定)に基づき、企画競争については、更に一般競争への移行を推 進した。 平成 27 年度からは、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に ついて」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計 画」を策定・公表し、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施すると ともに、調達等合理化推進委員会において、契約方式の妥当性や総合評価及 び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行った（調達等合理化 推進委員会の設置前である平成 25・26 年度は契約審査会において審議）。 また、契約監視委員会において、新たな競争性のない随意契約、2か年度 連続の一者応札・応募案件等について事後点検等を適正に行った。 これらの取組みにより、公正かつ透明な調達手續による適切で、迅速かつ 効果的な調達を推進した。</p>	<p>運用保守経費 を大幅に改善 できしたこと等 により、基準 額に対して△ 7.5% を節減 し、こちらも 中期目標にお ける目標を達 成することができた。</p> <p>○ 契約の適正 化について は、調達等合 理化計画に基 づく取組みを 着実に実施す るとともに、 契約監視委員 会における点 検を適正に行 い、公正かつ 透明な調達手 続による適 切で、迅速か つ効果的な調 達を推進し た。</p> <p>○ 給与水準に ついては、そ の適正化に向 けて、組織の スリム化、機 構独自の特別 都市手当据置 の継続、55 歳 を超える職員 に対する給与 体系の見直し 等による人件 費の削減を実</p> <p>当据置の継続、55 歳を超える 職員に対する給与体系の見直 し等による人件費の削減を実 施しており、その結果、年齢・ 地域・学歴差を勘案したラス パイレス指数は、平成 25～28 年度の平均で 100.4 ポイント となり、さらに、職員宿舎廢 止に伴う住居手当増加影響を 控除すると平均 99.8 ポイン トになると見込まれる。</p> <p>○ 以上のとおり、中期目標期 間中の目標を達成していると 評価できることから「B」評 価とする。</p> <p>○ 以上のとおり、業務量が増 加していく中において定量面 において目標を大きく上回る 削減を行っており、定性面に おいても高く評価できること から「A」評価とする。</p>
---	---	--	--

<p>こと。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共</p>	<p>る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共</p>	<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 上記①のとおり、節減することができた。</p>	<p>施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、平成25～29年度の平均で100.0ポイントとなり、前中期目標期間最終年度と同水準を維持している。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	---	---	---	--

<p>済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。</p> <p>機構の給与水準について、以下のよう観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとすること。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について</p>	<p>済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準について、以下のよう観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。 ○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。 ○ 毎年度、機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページで公表した。 ○ ラスパイレス指数の状況 <table border="1" data-bbox="1073 1208 2004 1551"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>対国家公務員</th><th>地域勘案</th><th>学歴勘案</th><th>地域・学歴勘案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>115.8</td><td>103.0</td><td>112.9</td><td>101.0</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>114.8</td><td>102.1</td><td>111.7</td><td>100.0</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>116.1</td><td>103.2</td><td>112.9</td><td>100.9</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>115.1</td><td>101.7</td><td>111.9</td><td>99.5</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>113.5</td><td>100.3</td><td>110.5</td><td>98.4</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p>	年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案	H25	115.8	103.0	112.9	101.0	H26	114.8	102.1	111.7	100.0	H27	116.1	103.2	112.9	100.9	H28	115.1	101.7	111.9	99.5	H29	113.5	100.3	110.5	98.4			
年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案																															
H25	115.8	103.0	112.9	101.0																															
H26	114.8	102.1	111.7	100.0																															
H27	116.1	103.2	112.9	100.9																															
H28	115.1	101.7	111.9	99.5																															
H29	113.5	100.3	110.5	98.4																															

	<p>て、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなつているか。</p>	<p>上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなつているか。</p>				
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3－1	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> <input type="radio"/> 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわ	<主要な業務実績> <input type="radio"/> 運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、毎年度、予算額を上回る自己収入を確保することができた。 <input type="radio"/> 福祉医療機構債券の発行については、アナリストや投資家に対し発行に係る説明会を実施するとともに、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 <input type="radio"/> 不要財産の国庫納付については、計	<自己評価> <input type="radio"/> 運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、毎年度、予算額を上回る自己収入を確保することができた。 <input type="radio"/> 福祉医療機構債券の発行については、アナリストや投資家に対し発行に係る説明会を実施するとともに、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 <input type="radio"/> 不要財産の国庫納付については、計	評定：B <評定に至った理由> <input type="radio"/> 運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、毎年度、予算額を上回る自己収入を確保した。 <input type="radio"/> 福祉医療機構債券の発行については、アナリストや投資家に対し発行に係る説明会を実施するとともに、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。 <input type="radio"/> 不要財産の国庫納付については、計	評定：B <評定に至った理由> <input type="radio"/> 運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、毎年度、予算額を上回る自己収入を確保した。 <input type="radio"/> 福祉医療機構債券の発行については、アナリストや投資家に対し発行に係る説明会を実施するとともに、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。 <input type="radio"/> 不要財産の国庫納付については、計

<p>担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保</p> <p>福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>	<p>ない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p>	<table border="1" data-bbox="1083 98 1454 399"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>自己収入</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>47,043千円</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>46,176千円</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>52,560千円</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>53,145千円</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>56,741千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	自己収入	H25	47,043千円	H26	46,176千円	H27	52,560千円	H28	53,145千円	H29	56,741千円	<p>○ 福祉医療機構債券の発行については、アーリストや投資家に対し発行に係る説明会を実施とともに、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施したこと等により、各年度において適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1083 810 1454 1111"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>IR件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>30件</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>31件</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>33件</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>30件</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>29件</td></tr> </tbody> </table>	年度	IR件数	H25	30件	H26	31件	H27	33件	H28	30件	H29	29件	<p>画どおり適切に実施し、全ての職員宿舎の国庫納付を完了することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舎の売却手続きを完了させた。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。 	<p>適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舎の国庫納付を完了させた。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。
年度	自己収入																													
H25	47,043千円																													
H26	46,176千円																													
H27	52,560千円																													
H28	53,145千円																													
H29	56,741千円																													
年度	IR件数																													
H25	30件																													
H26	31件																													
H27	33件																													
H28	30件																													
H29	29件																													

		<p>において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>																																
3 不要資産の国庫納付	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	<p>将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。</p> <p>以下不要財産を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝 	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、平成28年度までに全ての職員宿舎の売却手続きを行い、国庫納付した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿舎</th> <th>不動産売買契約締結日</th> <th>国庫納付日 (国庫納付額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用賀宿舎</td> <td>平成27年3月</td> <td>平成27年10月 (3.6億円)</td> </tr> <tr> <td>玉川宿舎</td> <td>平成27年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東久留米宿舎</td> <td>平成28年2月</td> <td>平成28年10月 (3.0億円)</td> </tr> <tr> <td>上大岡宿舎</td> <td>平成28年2月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宝塚宿舎</td> <td>平成28年3月</td> <td>平成29年3月 (2.7億円)</td> </tr> <tr> <td>千里山宿舎</td> <td>平成28年9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高槻宿舎</td> <td>平成28年9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小金井宿舎</td> <td>平成28年12月</td> <td>平成29年11月 (1.0億円)</td> </tr> <tr> <td>日野宿舎</td> <td>平成29年3月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 会計検査院による平成25年度決算検査報告にお</p>	宿舎	不動産売買契約締結日	国庫納付日 (国庫納付額)	用賀宿舎	平成27年3月	平成27年10月 (3.6億円)	玉川宿舎	平成27年4月		東久留米宿舎	平成28年2月	平成28年10月 (3.0億円)	上大岡宿舎	平成28年2月		宝塚宿舎	平成28年3月	平成29年3月 (2.7億円)	千里山宿舎	平成28年9月		高槻宿舎	平成28年9月		小金井宿舎	平成28年12月	平成29年11月 (1.0億円)	日野宿舎	平成29年3月		
宿舎	不動産売買契約締結日	国庫納付日 (国庫納付額)																																
用賀宿舎	平成27年3月	平成27年10月 (3.6億円)																																
玉川宿舎	平成27年4月																																	
東久留米宿舎	平成28年2月	平成28年10月 (3.0億円)																																
上大岡宿舎	平成28年2月																																	
宝塚宿舎	平成28年3月	平成29年3月 (2.7億円)																																
千里山宿舎	平成28年9月																																	
高槻宿舎	平成28年9月																																	
小金井宿舎	平成28年12月	平成29年11月 (1.0億円)																																
日野宿舎	平成29年3月																																	

	<p>塚市、集合住宅 1 棟)、千里山宿舎 (大阪府吹田市、集合住宅 1 棟)、高槻宿舎 (大阪府高槻市、集合住宅 1 棟)について、平成 25 年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。 <p>第 7 第 6 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第 8 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 <ul style="list-style-type: none"> 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 	<p>ける機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」への対応として、厚生労働省と協議を行い、平成 27 年 3 月 20 日付で 14.3 億円の不要財産(現預金)を国庫納付し、当該政府出資金の規模を縮減した。</p>		
--	---	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度（初年度）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	261	242	230	97	14
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	123	397	432	514
うち経営努力認定相当額					27
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	207	233	979	392	—
当期の運営費交付金交付額 (a)	3,352	3,470	4,180	3,056	2,815
うち年度末残高 (b)	207	29	802	—	—
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	6.2%	0.8%	19.2%	—	—

(注 1) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

(注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の金額を記載している。

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
第 2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：B ○ 役員会を原則として月 1 回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月 2 回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重点目標」の指示のほか、「業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。	評定：B <評定に至った理由> ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月 2 回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重点目標」の指示のほか、「業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行う等により、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っており、その内容についてはインターネット等を通じて全職員に共有されている。	評定：B <評定に至った理由> ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月 2 回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重点目標」の指示のほか、「業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行う等により、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っており、その内容についてはインターネット等を通じて全職員に共有されている。

	<p>療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援する観点から、次のとおり業務運営体制の見直しを行った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">主な見直し内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H25</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた再編 ・NPO等の相談支援及びガバナンス強化に応じた再編 ・社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のため顧客業務部を再編し、「経営サポートセンター」を設置 ・更なる広報機能強化のため「広報課」を設置 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">H26</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な業務実施等のため福祉貸付部と医療貸付部を統合して、「福祉医療貸付部」を設置 ・信用リスク管理部門の拡充を図るため「与信管理課」を新設 ・厚生労働省行政事業レビューでの指摘等を踏まえた更なる合理化・効率化の推進による組織のスリム化 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">H27</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・各リスクの管理態勢を適切に分散できるよう、企画室を再編して、「企画管理部」を創設 ・福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編し、福祉医療貸付部内に「NPOリソースセンター」を創設 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">H28</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付先の業況改善に向けての要因分析やアドバイス等を行うため与信管理課を再編 </td></tr> </tbody> </table>	年度	主な見直し内容	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた再編 ・NPO等の相談支援及びガバナンス強化に応じた再編 ・社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のため顧客業務部を再編し、「経営サポートセンター」を設置 ・更なる広報機能強化のため「広報課」を設置 	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な業務実施等のため福祉貸付部と医療貸付部を統合して、「福祉医療貸付部」を設置 ・信用リスク管理部門の拡充を図るため「与信管理課」を新設 ・厚生労働省行政事業レビューでの指摘等を踏まえた更なる合理化・効率化の推進による組織のスリム化 	H27	<ul style="list-style-type: none"> ・各リスクの管理態勢を適切に分散できるよう、企画室を再編して、「企画管理部」を創設 ・福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編し、福祉医療貸付部内に「NPOリソースセンター」を創設 	H28	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付先の業況改善に向けての要因分析やアドバイス等を行うため与信管理課を再編 	<p>なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するための組織見直しを実施することで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。 ○ この他、業務間の連携を強化し、業務の効率的な運営を図っている。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。 <p>特に、東日本大震災への対応については、災害復旧資金による優遇措置や二重債務への対応、WAM NETを活用した情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成等により多面的に支援するとともに、平成28年熊本地震への対応については当該地域における全貸付先の被災状況の把握に努め、返済猶予に係る周知を実施し被災地の復旧を支援した。</p> <p>さらに、広報活動や債権管理の強化等についても業務間で連携した取組みを実施し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かすことにより、業務の効率的な運営を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するための組織見直しを継続的に実施することで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。 ○ この他、業務間の連携を強化し、業務の効率的な運営を図っている。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。
年度	主な見直し内容													
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた再編 ・NPO等の相談支援及びガバナンス強化に応じた再編 ・社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のため顧客業務部を再編し、「経営サポートセンター」を設置 ・更なる広報機能強化のため「広報課」を設置 													
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な業務実施等のため福祉貸付部と医療貸付部を統合して、「福祉医療貸付部」を設置 ・信用リスク管理部門の拡充を図るため「与信管理課」を新設 ・厚生労働省行政事業レビューでの指摘等を踏まえた更なる合理化・効率化の推進による組織のスリム化 													
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・各リスクの管理態勢を適切に分散できるよう、企画室を再編して、「企画管理部」を創設 ・福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編し、福祉医療貸付部内に「NPOリソースセンター」を創設 													
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付先の業況改善に向けての要因分析やアドバイス等を行うため与信管理課を再編 													

		<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ トップマネジメント機能が有効に發揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 <p>(注) 上記の見直し内容は、全て翌年度から実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重点目標」の指示のほか、「業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。 ○ 役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。 ○ 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、次のとおり、業務間の連携を強化し業務の効率的な運営を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項・年度</th><th>主な取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本大震災への対応 (H25以降)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金による優遇措置や二重債務への対応、WAM NETを活用した情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成等により多面的に支援 ・東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部が連携して開催（H25・H26、各1回） </td></tr> <tr> <td>平成28年熊本地震への対応 (H28)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金による優遇措置を実施するとともに、貸付関係部が連携して当該地域における全貸付先（339件）の被災状況の把握に努め、返済猶予に係る周知を実施 </td></tr> <tr> <td>広報活動の 一体的な推進 (H26以降)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を一体的に推進するため、広報活動方針を策定し、各部署において当該方針に沿って広報活動計画を策定のうえ、各部署間で連携して一体的な広報活動を実施 </td></tr> <tr> <td>債権管理の 強化 (H26以降)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理部門及び経営サポートセンターが連携し、イエローゾーン債権の抽出基準を策定・抽出し、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権化を未然防止 </td></tr> <tr> <td>WAM NET基盤の活用</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業に係る連絡用掲示板を設置し、外部団体等との事務手続きの円滑化を支援 </td></tr> </tbody> </table>	事項・年度	主な取組内容	東日本大震災への対応 (H25以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金による優遇措置や二重債務への対応、WAM NETを活用した情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成等により多面的に支援 ・東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部が連携して開催（H25・H26、各1回） 	平成28年熊本地震への対応 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金による優遇措置を実施するとともに、貸付関係部が連携して当該地域における全貸付先（339件）の被災状況の把握に努め、返済猶予に係る周知を実施 	広報活動の 一体的な推進 (H26以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を一体的に推進するため、広報活動方針を策定し、各部署において当該方針に沿って広報活動計画を策定のうえ、各部署間で連携して一体的な広報活動を実施 	債権管理の 強化 (H26以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理部門及び経営サポートセンターが連携し、イエローゾーン債権の抽出基準を策定・抽出し、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権化を未然防止 	WAM NET基盤の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業に係る連絡用掲示板を設置し、外部団体等との事務手続きの円滑化を支援 	
事項・年度	主な取組内容															
東日本大震災への対応 (H25以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金による優遇措置や二重債務への対応、WAM NETを活用した情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成等により多面的に支援 ・東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部が連携して開催（H25・H26、各1回） 															
平成28年熊本地震への対応 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金による優遇措置を実施するとともに、貸付関係部が連携して当該地域における全貸付先（339件）の被災状況の把握に努め、返済猶予に係る周知を実施 															
広報活動の 一体的な推進 (H26以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を一体的に推進するため、広報活動方針を策定し、各部署において当該方針に沿って広報活動計画を策定のうえ、各部署間で連携して一体的な広報活動を実施 															
債権管理の 強化 (H26以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理部門及び経営サポートセンターが連携し、イエローゾーン債権の抽出基準を策定・抽出し、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権化を未然防止 															
WAM NET基盤の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業に係る連絡用掲示板を設置し、外部団体等との事務手続きの円滑化を支援 															

			(H25以降)	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人経営動向調査、介護報酬改定に係るアンケート調査及び診療報酬改定に係るアンケート調査等を実施・WAM NETのメール一括配信機能により各事業における情報を迅速かつ安全に発信・特色ある助成先の記事・取材動画の公表		
--	--	--	---------	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—2	業務管理（リスク管理）の充実							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っている。 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 なお、内部統制についても、更に充実・	<主要な業務実績> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等の強化等、ガバナンスの更なる高度化を図った。	<自己評価> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、内部統制基本方針等の規程体系の整備やガバナンス委員会の設置等の新たなガバナンス態勢を整備するとともに、平成 26 年度からの運用において、ガバナンス委員会におけるリスク管理上のモニタリングに係る報告等及びリスク対応計画の策定・評価等を通じた改善活動を行うことにより、ガバナンスの更なる高度化を図った。 また、リスクの定量評価によるリスク・アプローチ内部監査	評定：B 評定：B ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、内部統制基本方針等の規程体系の整備やガバナンス委員会の設置等の新たなガバナンス態勢を整備するとともに、平成 26 年度からの運用において、ガバナンス委員会におけるリスク管理上のモニタリングに係る報告等及びリスク対応計画の策定・評価等を通じた改善活動を行うことにより、ガバナンスの更なる高度化を図っている。	評定：B <評定に至った理由> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、内部統制基本方針等の規程体系の整備やガバナンス委員会の設置等の新たなガバナンス態勢を整備するとともに、平成 26 年度からの運用において、ガバナンス委員会におけるリスク管理上のモニタリングに係る報告等及びリスク対応計画の策定・評価等を通じた改善活動を行うことにより、ガバナンスの更なる高度化を図っている。	評定：B <評定に至った理由> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、内部統制基本方針等の規程体系の整備やガバナンス委員会の設置等の新たなガバナンス態勢を整備するとともに、平成 26 年度からの運用において、ガバナンス委員会におけるリスク管理上のモニタリングに係る報告等及びリスク対応計画の策定・評価等を通じた改善活動を行うことにより、ガバナンスの更なる高度化を図っている。	

強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。	勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。			<p>H26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなガバナンス態勢の運用開始 ①ガバナンス委員会の開催（毎月） ②リスク対応計画の策定・評価 ③コンプライアンス・プログラムに基づく役職員向け研修の実施 ④業務継続計画に基づく災害時想定訓練の実施 ⑤リスク・アプローチに基づく内部監査 ⑥システムリスク外部監査による改善 <p>H27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく優先復旧業務に係る目標復旧時間の見直し等を実施 ・情報システム復旧計画に基づく災害時を想定した初動訓練等を実施 <p>H28</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した信用リスク分科会を設置 <p>H29</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクレベルを定量評価したうえで監査項目を選定し、内部監査を実施 	<p>を効果的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な情報セキュリティ対策を継続的に推進するため、インターネットと分離したオフラインネットワークの構築などの技術的対策とともに、情報基盤の十分な安全が確保されるデータセンターにサーバ等の機器を移設する物理的対策を行ったほか、全役職員向けの標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修を実施するなどの人的対策を講じている。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、適切な情報セキュリティ対策を継続的に推進するため、インターネットと分離したオフラインネットワークの構築などの技術的対策を講じるとともに、全役職員向けの標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修を実施するなどの人的対策を講じている。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。
また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策	また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の充実を図っているか。			<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を継続的に推進するため、以下の取組みを行うとともに、人的対策として全役職員向けの標的型攻撃メール対処訓練や情報セ 		

を推進すること。	<p>セキュリティ対策を推進する。</p> <p>(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動</p>	<p>セキュリティ研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1073 141 1835 1140"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>・外部メール送信時の添付ファイルの自動暗号化機能の導入</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>・メールの誤開封・誤送信防止機能の導入</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>・インターネットと分離したオフラインネットワークの構築（ネットワークの二重化） ・ファイルの自動暗号化機能の導入</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>・サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示（平成27年7月22日付）に基づく第三者監査の受検 ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえた情報セキュリティポリシーの改定 ・オフライン環境におけるプリンタ出力時の「認証機能」の導入</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>・データセンターへのサーバ移設 ・USBメモリの利用制限の導入 ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施する情報セキュリティ監査の受検</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。 ○ 顧客サポート等に係る対応状況、事務リスク等に係る自課検査の実施状況及び保有顧客情報の管理状況等のモニタリングを通じて実態把握とともに、課題の洗い出し及び課題解消のための取組みを行った。 ○ 内部監査（書面審査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 ○ システムリスク管理の強化を目的として、平成26年度に受けたシステムリスク外部監査に係る監査報告書で示された課題について、改善活動をフォローアップした。 ○ 職員の業務改革等に向けた取組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図るために、職員からの意見提案箱制度の継続的な運用を図るとともに、以下の取組みを行った。 	年度	主な取組内容	H25	・外部メール送信時の添付ファイルの自動暗号化機能の導入	H26	・メールの誤開封・誤送信防止機能の導入	H27	・インターネットと分離したオフラインネットワークの構築（ネットワークの二重化） ・ファイルの自動暗号化機能の導入	H28	・サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示（平成27年7月22日付）に基づく第三者監査の受検 ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえた情報セキュリティポリシーの改定 ・オフライン環境におけるプリンタ出力時の「認証機能」の導入	H29	・データセンターへのサーバ移設 ・USBメモリの利用制限の導入 ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施する情報セキュリティ監査の受検		
年度	主な取組内容															
H25	・外部メール送信時の添付ファイルの自動暗号化機能の導入															
H26	・メールの誤開封・誤送信防止機能の導入															
H27	・インターネットと分離したオフラインネットワークの構築（ネットワークの二重化） ・ファイルの自動暗号化機能の導入															
H28	・サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示（平成27年7月22日付）に基づく第三者監査の受検 ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえた情報セキュリティポリシーの改定 ・オフライン環境におけるプリンタ出力時の「認証機能」の導入															
H29	・データセンターへのサーバ移設 ・USBメモリの利用制限の導入 ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施する情報セキュリティ監査の受検															

			年度	主な取組内容		
	し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。	の活性化を図っているか。	H25	・次世代認定マーク「くるみん」の取得		
			H26	・理事長自らが、昇任した職員及び新任の幹部職員を対象とした面談の実施 ・育児休業取得者の円滑な職場復帰支援を目的とした「育児休業取得者の職場復帰支援懇談会」を開始 ・働きがいのある明るい職場づくり等に係る活動を推進するため、各部署の創意工夫ある取組み事例等を収集・整理・周知		
			H27	・次世代認定マーク「くるみん」の更新 ・仕事と介護の両立を支援することを目的とした介護支援研修の実施		
			H28	・介護時間（部分休業）の取得等について、国家公務員に準じて制度改正		
			H29	・名刺の裏面を活用した各事業のPR ・次世代認定マーク「くるみん」の更新 ・新規採用職員に気軽に相談できる環境をつくることで、仕事への意欲を高めるとともに不安を解消することを目的として、メンター制度を創設		

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—3	人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
常勤職員数（計画値）	期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 100%以内	—	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	—
常勤職員数（実績値）	—	83.9%	86.6%	86.6%	86.6%	88.3%	89.0%	—
達成度	—	—	115.5%	115.5%	115.5%	113.3%	112.4%	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																														
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																							
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)																						
第 6 その他業務運営に関する重要な事項 通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要な目標は、次のとおりとする。	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	<主な定量的指標> ① 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 100%以内とする。 <その他の指標> なし <評価の観点>	<主要な業務実績> ① 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の 100%以内となり、中期計画に定めた目標を達成した。 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>期初の常勤職員数（A）</th><th>期末の常勤職員数（B）</th><th>比率（B/A）</th></tr></thead><tbody><tr><td>H25</td><td></td><td>259人</td><td>86.6%</td></tr><tr><td>H26</td><td></td><td>259人</td><td>86.6%</td></tr><tr><td>H27</td><td>299人</td><td>259人</td><td>86.6%</td></tr><tr><td>H28</td><td></td><td>264人</td><td>88.3%</td></tr><tr><td>H29</td><td></td><td>266人</td><td>89.0%</td></tr></tbody></table>	年度	期初の常勤職員数（A）	期末の常勤職員数（B）	比率（B/A）	H25		259人	86.6%	H26		259人	86.6%	H27	299人	259人	86.6%	H28		264人	88.3%	H29		266人	89.0%	<自己評価> 評定：B ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を導入するなど、組織の活性化に向けて取り組んだ。 ○ 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 ○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成	評定：B <評定に至った理由> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を導入するなど、組織の活性化に向けて取り組んでいる。 ○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成	評定：B <評定に至った理由> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を導入するなど、組織の活性化に向けて取り組んでいる。 ○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成
年度	期初の常勤職員数（A）	期末の常勤職員数（B）	比率（B/A）																											
H25		259人	86.6%																											
H26		259人	86.6%																											
H27	299人	259人	86.6%																											
H28		264人	88.3%																											
H29		266人	89.0%																											
人事に関する事項 (1) 効率的かつ効果的な業務運営	1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ	○ 職員の人事に関する評価	○ 管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる																											

<p>を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。</p>	<p>る計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。</p>	<p>仕組み)を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度(年齢到達により課長代理職ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み)を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。 ○ 人事評価制度の適正な運用を図るために、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 ○ 平成27年度においては、人事評価制度における目標設定・達成基準の設定ポイントの理解、評価基準に対するレベル感の均一及び評価スキルの更なる向上を図ることを目的として、評価者である管理職を対象にした人事評価研修を実施した。 ○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー(「企画力研修」ほか)、通信教育(「ロジカル・シンキングコース」ほか)及び部署毎における固有能力を習得するための専門研修を実施したほか、平成27年度からは金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育(金融業務能力検定)を実施した。 <table border="1" data-bbox="1073 1208 1835 1551"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>公開セミナー・通信教育</th><th>金融業務能力検定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>62名</td><td></td></tr> <tr> <td>H26</td><td>57名</td><td></td></tr> <tr> <td>H27</td><td>51名</td><td>15名</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>33名</td><td>18名</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>41名</td><td>14名</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度から、入社から数年を経過した係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得する基礎知識研修を実施したほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する各業務基礎研修を実施した。 ○ 国の政策動向を踏まえ、毎年度、若手職員勉強会年間計画を策定し、「生活困窮者支援」、「社会福祉法人改革」、「障害者虐待防止法及び障害者差別解消法」等をテーマとした外部講師等による勉強会を開催した。 	年度	公開セミナー・通信教育	金融業務能力検定	H25	62名		H26	57名		H27	51名	15名	H28	33名	18名	H29	41名	14名	<p>必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえ、毎年度、若手職員勉強会年間計画を策定のうえ勉強会を開催している他、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を継続して実施する等、研修内容の充実を図った。</p> <p>また、平成26年度から係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育(金融業務能力検定)を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内となり、中期計画に定めた目標を達成している。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。 	<p>成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえ、毎年度、若手職員勉強会年間計画を策定のうえ勉強会を開催している他、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を継続して実施する等、研修内容の充実を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内となり、中期計画に定めた目標を達成している。 ○ 以上のとおり、中期目標期間中の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。
年度	公開セミナー・通信教育	金融業務能力検定																					
H25	62名																						
H26	57名																						
H27	51名	15名																					
H28	33名	18名																					
H29	41名	14名																					

			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>若手職員勉強会</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td><td>12回</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>9回</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>9回</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>8回</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>9回</td></tr> </tbody> </table>	年度	若手職員勉強会	H25	12回	H26	9回	H27	9回	H28	8回	H29	9回		
年度	若手職員勉強会																
H25	12回																
H26	9回																
H27	9回																
H28	8回																
H29	9回																
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等への研修派遣を継続して実施した。 														
	(2) 人員に係る指標		<ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内とする。 														
	(参考1)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 														
	期末の常勤職員数 299人		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。 														
	(参考2)																
	中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187 百万円																
	ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。																
	2 施設及び設備に関する計画																
	なし																
	3 積立金の処分に関する事項																
	前期中期目標の期間の最終事業年度に																

	において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。				
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)